

# 藤沢市立鵠南小学校等再整備基本構想

平成30年2月

藤 沢 市

# 藤沢市立鵜南小学校等再整備基本構想

## 《 目 次 》

I. 上位計画における位置づけ	1
II. 複合化対象施設の現状と課題の整理	2
II-1. 鵜南小学校	2
II-2. 浜見保育園	5
II-3. よつば児童クラブ	5
III. 検討条件の整理	6
IV. 基本コンセプト	11
V. 新施設建設計画の検討	12
V-1. 新施設の機能・規模	12
V-2. 配置・敷地利用計画・動線	16
V-3. 概略施設計画	22
V-4. 安全対策・津波避難計画	26
VI. 事業計画の検討	30
VI-1. 事業スケジュール	30
VI-2. 概算事業費	31
VI-3. 複合化施設の整備に向けて	33

## I. 上位計画における位置づけ

藤沢市が保有する公共施設の半数近くが築 30 年を超えており、今後、次々と施設更新を迎えることになる一方、生活保護費をはじめとする扶助費等の増大により、公共施設の更新に必要な投資的経費の確保が困難となってくる中、継続的な行政サービスの提供を可能にする公共施設の再整備の基本的考え方を「①安全性の確保」「②長寿命化」「③機能集約・複合化による施設数の縮減」の 3 つの視点で整理し、「藤沢市公共施設再整備基本方針／2014（平成 26）年 3 月」として定めています。

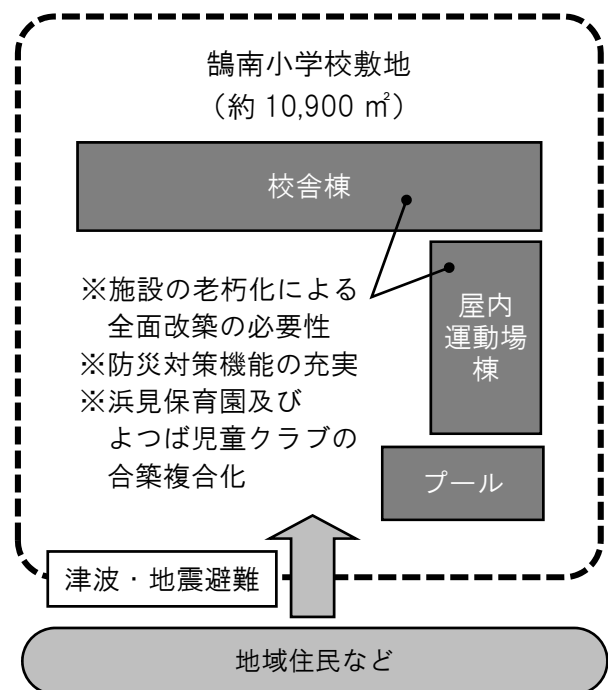
これを踏まえ、「藤沢市立学校施設再整備基本方針／2015（平成 27）年 3 月」に基づいて 2016（平成 28）年 2 月に策定された「藤沢市立学校施設再整備第 1 期実施計画【平成 28 年度～平成 32 年度】」において、鵜南小学校は、主要校舎棟・屋内運動場棟ともに耐力度調査の評点が低く、機能面においても必要面積が不足するとともに、津波浸水予測エリア内に位置しており、近隣の保育園や児童クラブとの一体整備による津波避難対策の必要性及び緊急性が高いとして、事業優先度が最も高いランクに位置づけられています。

同実施計画では、鉄筋の腐食や構造体のクラック等も多く確認されるなどといった施設の状況を踏まえ、全面改築による整備を行うものとし、改築にあたっては、津波避難対策の観点から仮設校舎による対応が難しいため、既存校舎棟や屋内運動場、給食調理室を使用しながら、現状のグラウンドに新施設を建設し、新施設の供用開始後に既存施設を解体する手法が望ましいとしています。

また、当該校の近隣に位置する浜見保育園とよつば児童クラブについて、津波対策や他機能施設との複合化を推進する観点から、両施設と一体的に整備するものとしています。

鵜南小学校等再整備事業は、これらを受け、施設の老朽化に伴う鵜南小学校の改築にあわせ、津波避難対策に課題がある浜見保育園及びよつば児童クラブの合築・複合化による、一体的な整備を行うものです。

本基本構想においては、これらの基本的事項を踏まえるとともに、関係者や近隣住民等のご意見を伺いながら、施設整備の基本コンセプトや施設配置等について検討を行うものとします。



## II. 複合化対象施設の現状と課題の整理

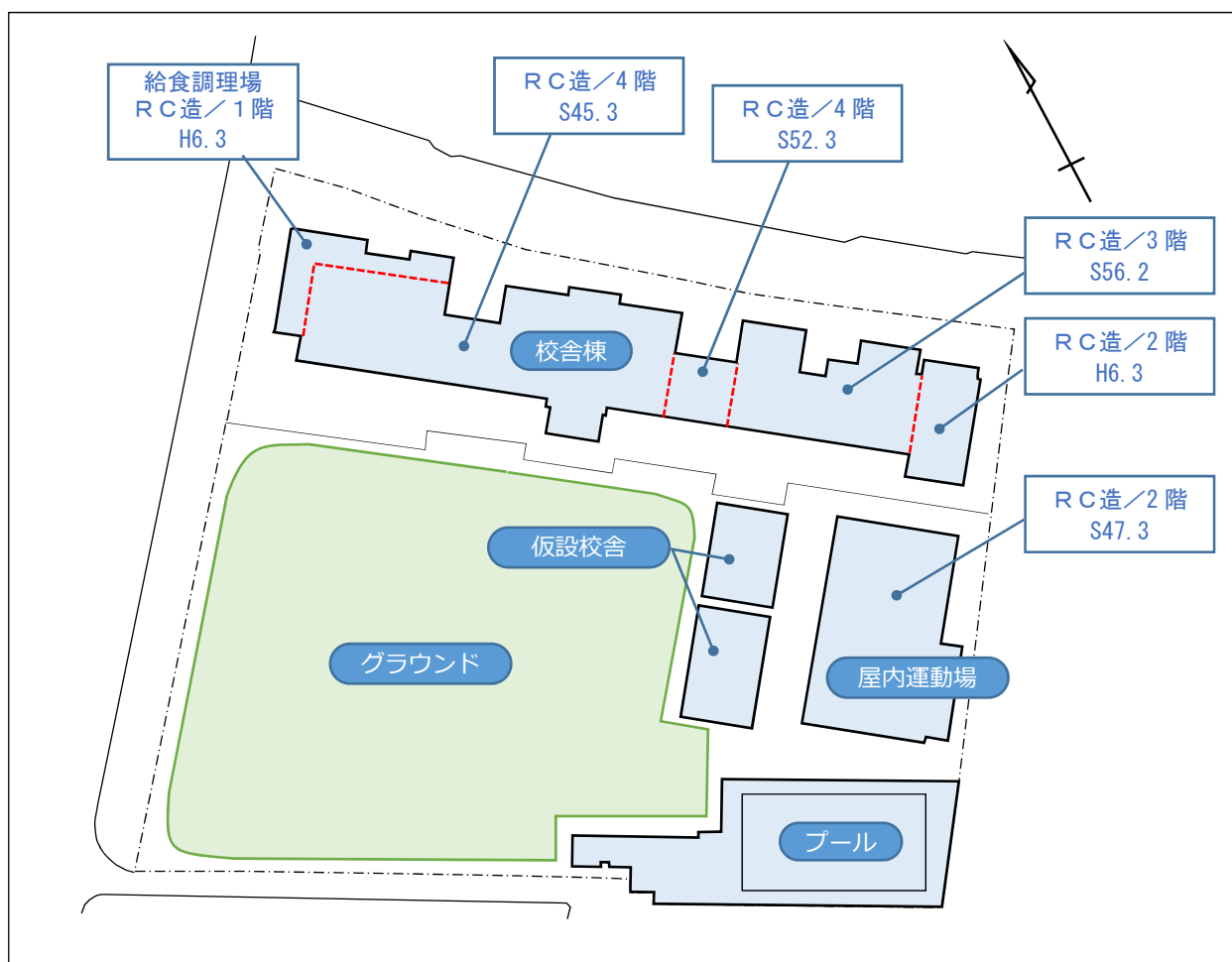
### II - 1. 鵜南小学校

#### ① 施設概要

鵜南小学校は1970（昭和45）年に開校しており、創立当初からの建築は、築47年が経過しています。

所在地	藤沢市鵜沼海岸4丁目7番34号		
敷地面積	10,908.9 m <sup>2</sup>		
開校	1970(昭和45)年4月		
建築概要 ※延床面積は仮設校舎整備時の面積調書による	区分	構造・階数	延床面積(※)
	校舎棟	鉄筋コンクリート造4階	4,790 m <sup>2</sup>
	屋内運動場	鉄筋コンクリート造	636 m <sup>2</sup> (附帯倉庫含む)
	仮設校舎	軽量鉄骨造2階/2棟	348 m <sup>2</sup>
	その他	プール附属建物、屋外便所、鳥小屋 等	813 m <sup>2</sup>
	合計		6,239 m <sup>2</sup>
教室等	普通教室(23)、特別支援学級教室(3) 特別教室(音楽室、図書室、視聴覚室、家庭科室、図工室、理科室)、 校長室、職員室、指導室、保健室、事務室、放送室、スタジオ 更衣室、休憩室、作業室、配膳室(3)、給食調理室		

(資料/藤沢市立鵜南小学校 学校要覧2017(平成29)年度より)



② 学区・通学路

鵜南小学校の学区は鵜沼海岸1～7丁目であり、引地川より北側から稲荷橋又は竜宮橋を渡ってのアクセスが主となっています。



図一 鵜南小学校の学区と通学路

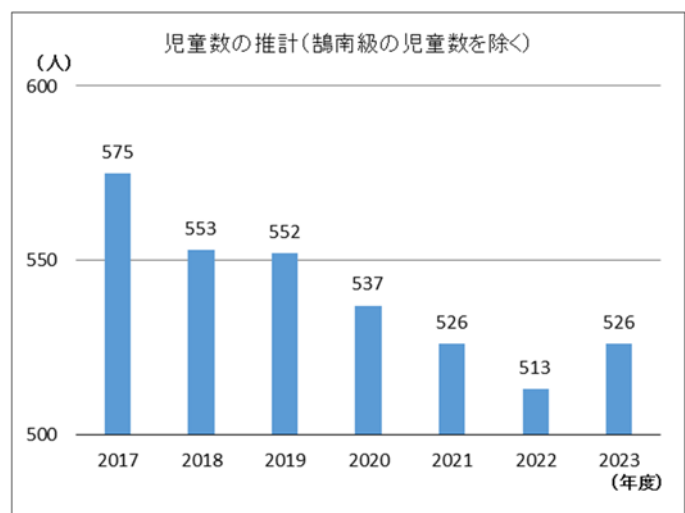
③ 児童数・職員数（平成29年5月1日現在）

平成29年5月現在、クラス数21、児童数593人、職員数52人となっています。児童数のピークは平成26年度とされており、現在は微減から横ばいの状況にあると言えます。

そのため、本構想における鵜南小学校の児童数及び職員数は、現在の人数を基本に検討するものとします。

表一 児童数の現状と推計

	クラス数	児童数	職員数
1年	3	77人	593人
2年	3	100人	
3年	3	101人	
4年	3	97人	
5年	3	95人	
6年	3	105人	
鵜南教室	3	18人	



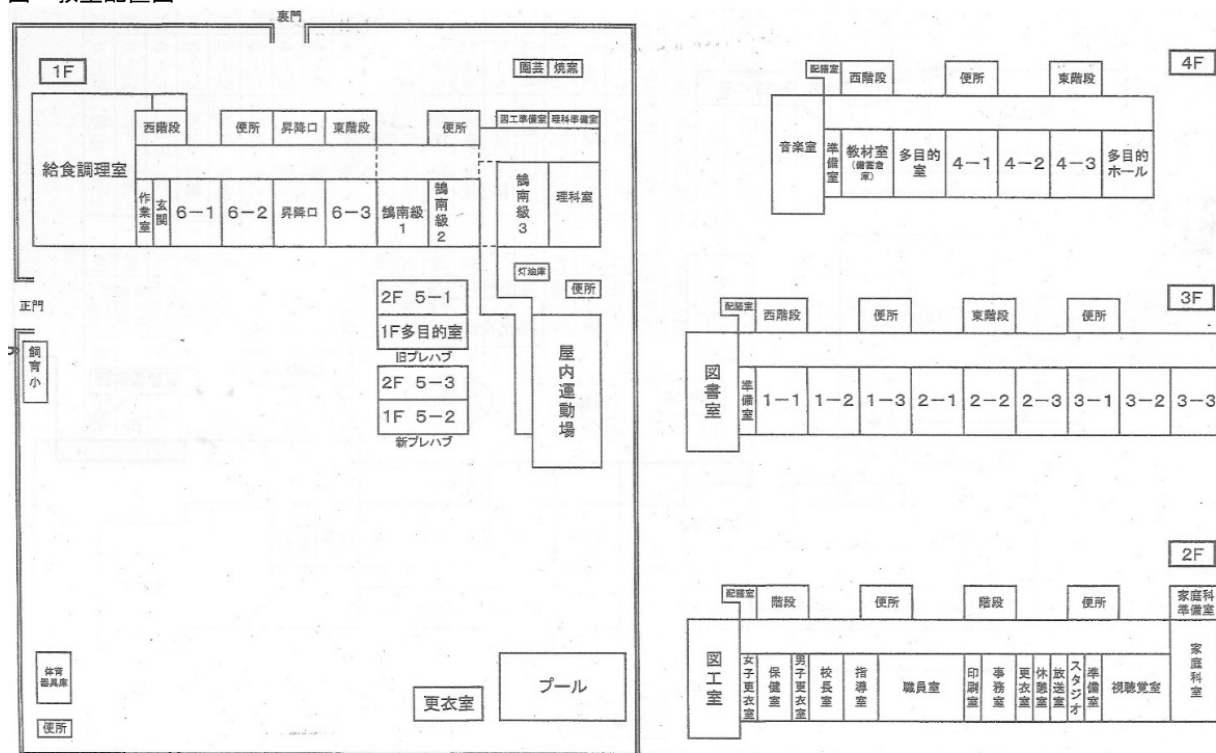
(資料／「児童数推計（平成29年度／藤沢市教育委員会）」より)

#### ④ 教室配置図

教室の配置は下図のようになっており、校舎棟1階に6年生と鶴南級の教室や給食調理室があり、2階部分に校長室や職員室等の管理諸室が配置されています。

また、5年生の教室は2棟の仮設校舎に配置されています。

図一教室配置図



#### ⑤ 課題

- 校舎棟は開校当時から2度にわたって増築が行われているほか、プレハブの仮設校舎も2棟建てられるなど、生徒数の増加にあわせた施設の段階的な拡張により、効率的な利用形態となっていないほか、グラウンドの変形や狭あい等が指摘されています。
- 湘南海岸から200～300mの位置に立地しており、潮風等の影響による鉄筋の腐食やコンクリートの剥離、クラック等が多く確認されるなど、構造体自体の耐力低下が危惧されます。
- 築後47年が経過し、設備機器の老朽化やユニバーサルデザイン対応の不十分など、子どもたちの学習環境や学校生活環境の向上に向けた対応も求められています。
- 当該地は、湘南海岸と引地川に挟まれた、津波発生時の浸水想定エリア（浸水深3～4m）となっており、校舎棟は児童や近隣住民等の津波避難施設としての役割を担っているため、全ての建物が再整備された段階だけでなく、工事中における津波避難機能も確保する必要があります。

## II - 2. 浜見保育園

浜見保育園は1972(昭和47)年に開園した、鉄筋コンクリート造2階建ての施設であり、0歳児から5歳児までの小学校就学前の園児120人を定員としています。

小田急線鵠沼海岸駅から徒歩約15分の閑静な住宅地内にあり、周辺は自然環境にも恵まれている一方、最寄駅から少し離れているため、自動車による送迎が多く見られます。

所在地	藤沢市鵠沼海岸4丁目17番6号		
敷地面積	1,323㎡		
開園	1972(昭和47)年5月		
建築概要	区分	構造・階数	延床面積
	園舎	鉄筋コンクリート造2階	635㎡
定員	120人(乳児30人/幼児90人)		
職員数	33人		

## II - 3. よつば児童クラブ

よつば児童クラブは1990(平成2)年に開設された放課後児童クラブであり、運営は(公財)藤沢市みらい創造財団が行っています。

鵠南小学校から約400m北西、徒歩約5分の浜見保育園隣地に立地する軽量鉄骨平屋建ての施設です。

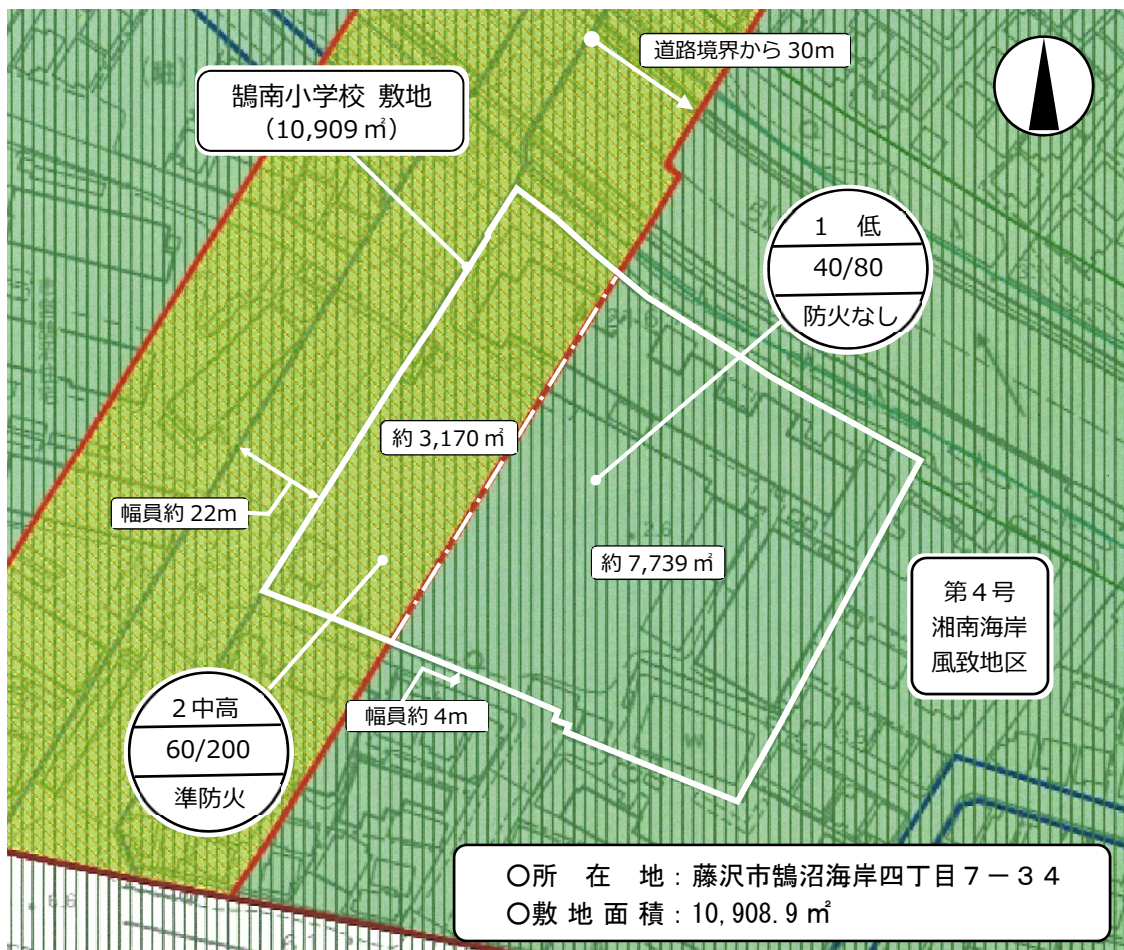
現在、鵠南小学校区には1クラブが設置されていますが、「子ども・子育て支援事業計画」において、今後、ニーズが増加すると予想されており、将来的には2施設、定員100人規模の施設整備が求められています。

所在地	藤沢市鵠沼海岸4丁目17番31号		
敷地面積	358.52㎡		
開設	1990(平成2)年4月 ※2002(平成14)年12月に現施設に移転		
建築概要	区分	構造・階数	延床面積
	児童クラブ	軽量鉄骨造1階	115.50㎡
定員	85人		

### Ⅲ. 検討条件の整理

#### (1) 都市計画

鵜南小学校の敷地は、西に市道鵜沼海岸線、北に引地川に面しており、敷地面積約 10,909 m<sup>2</sup>、第1種低層住居専用地域と第2種中高層住居専用地域がかかっています。また、全体に湘南海岸風致地区がかけられています。



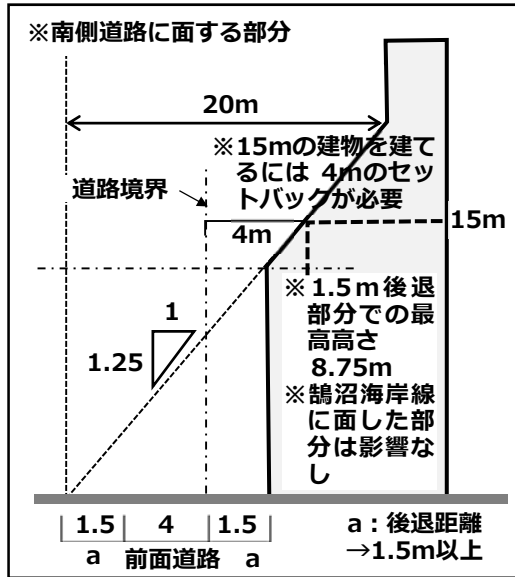
#### ■都市計画条件

	西側道路沿い	それ以外
用途地域	第2種中高層住居専用地域	第1種低層住居専用地域
容積率	200%	80%
	加重平均： $200 \times 3,170 / 10,909 + 80 \times 7,739 / 10,909 \approx 115\%$	
建ぺい率	60% (風致地区のため 40%)	40%
防火指定	準防火地域	—
前面道路	都市計画道路鵜沼海岸線 (22m)	市道 (4m)
高さ制限	道路斜線 (1.25) 隣地斜線 (20m + 1.25)	道路斜線 (1.25) 北側斜線 (5m + 1.25) 最高高さ 10m (※)
日影規制	高さ 10m 超の建築物 測定水平面 4m / 3 時間 - 2 時間	軒高 7m 超又は 3 階以上の建築物 測定水平面 1.5m / 3 時間 - 2 時間
その他	第4号湘南海岸風致地区	

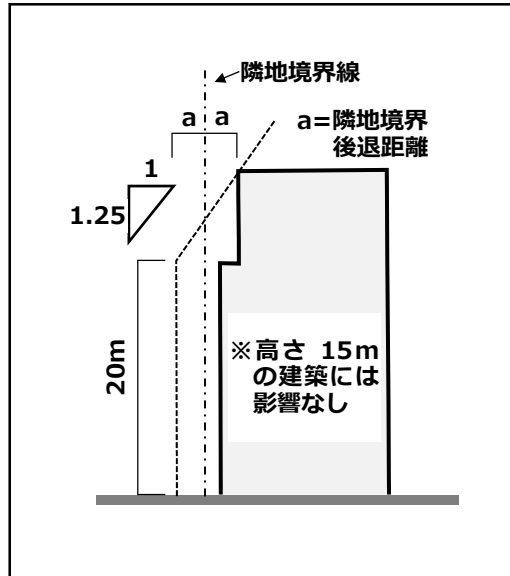
(※) 学校その他の建築物で、その用途によってやむを得ないと特定行政庁が許可したものは適用外



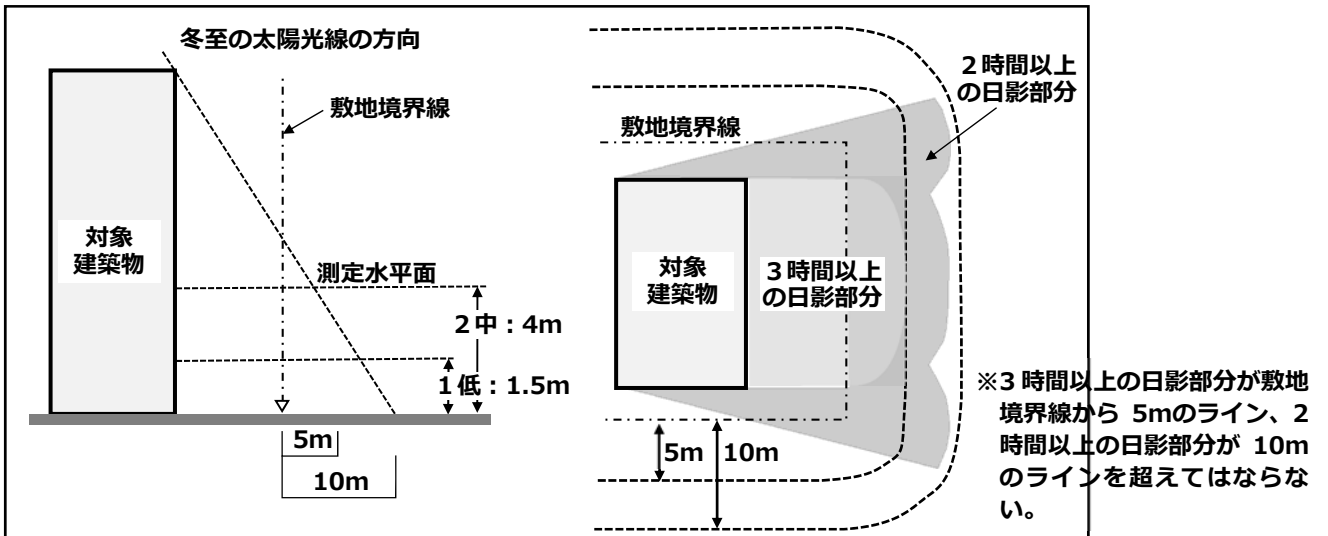
【図1】道路斜線



【図2】隣地斜線



【図3】日影規制



■風致地区の許可条件（建築物の新築・増築・改築・移転等の許可基準）

	藤沢市風致地区条例
高さ	15m以下
建ぺい率	40%以下 (10,908.9 m <sup>2</sup> × 0.4 ≒ 4,364 m <sup>2</sup> )
壁面後退距離	道路境界から1.5m以上／隣地境界から1.0m以上
地面と接する位置の高低差	建築物の周囲の地面と接する位置の高低差を6m以下とする (斜面地に建築する場合)
形態・意匠	・当該地及び周辺の風致との調和に配慮すること ・色彩基準を満たすこと
緑地率	・緑地割合 敷地面積の20% (10,908.9 m <sup>2</sup> × 0.2 ≒ 2,182 m <sup>2</sup> ) 以上 ・緑化基準を満たすこと (植栽本数など)

## (2) 神奈川県建築基準条例

平成30年4月の制定に向けて準備が進められていた「(仮称) 藤沢市建築基準等に関する条例」は、現在、平成31年4月の施行を目指して内容等の見直しが行われており、施行後はこの基準に適合する必要があります。

ここでは、現在運用されている「神奈川県建築条例」における関連項目について整理します。

項目	該当事業	内容
特殊建築物	学校	
敷地と道路との関係【第5条】	学校等に供する部分の床面積の合計が500㎡超1,000㎡以内	○敷地が道路に接する長さを5m以上とする。
教室等の設置の禁止【第9条】	—	○特別支援学校の用途に供する建築物には、その4階以上に教室や児童・生徒が使用する居室を設けてはならない。
教室等の出口【第11条】	児童等が使用する床面積50㎡超の教室等	○廊下や広間、又は屋外に直接通ずる出口を2以上設ける。
木造の校舎と隣地境界との距離【第12条】	木造校舎において、その主要構造部分が木材、プラスチックその他の可燃材料で造られた建築物	○主要な建築物の外壁と隣地境界線との距離は、3m以上とする。(知事が避難上及び消火上支障がないと認めた場合を除く。)
特殊建築物	自動車車庫	
自動車用の出口【第48条】	50㎡超の自動車車庫	○自動車用の出口は、次に面する場所に設けてはならない。(知事が通行上支障ないと認めた場合を除く。) <ul style="list-style-type: none"> <li>・幅員6m未満の道路</li> <li>・交差点又は曲がり角から5m以内</li> <li>・踏切から10m以内の当該道路</li> <li>・縦断勾配が12%を超える急坂</li> </ul> ○自動車用の出口は、道の境界線から1m以上後退させる。
自動車車庫等の構造【第50条】	自動車を収容する部分が1階以外の階にあるもの、その部分の上に2以上の階のあるもの又はその部分のある階の直上階の床面積が100平方メートル以上のもの	○耐火又は準耐火建築物とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・主要構造部を準耐火構造又は政令第109条の3第2号の基準に適合する構造とする。</li> <li>・外周部を隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物から1m以上離す。又は、外周部を隣地境界線等から50cm以上離し、かつ、各階の外周部に準不燃材料で造られた高さ1.5m以上の防火塀を設ける。</li> <li>・外周部は、各階の天井面(外周部に垂れ壁等がある場合はそれらの下端)から下方50cm以上を常時直接外気に開放し、直接外気に開放している部分の面積を各階の床面積の5%以上とする。</li> <li>・短辺の長さを55m以内とすること。</li> <li>・外壁の開口部に防火設備を設けない。</li> </ul>

(3) 特定開発事業等に係る基準

「藤沢市特定開発事業等に係る手続及び基準に関する条例」において、階数が3以上で延べ面積が3,000㎡以上の中高層建築物は「特定開発事業」に該当し、公共施設等において以下の基準が適用されます。

項目	該当事業	内容
雨水貯留施設等【第33条】	事業区域面積が5,000㎡以上	・事業区域面積1,000㎡につき、100t以上の一時雨水貯留施設が必要
消防水利【第34条】	中高層建築物（階数4以上で延べ面積が3,000㎡以上）	・1の防火水槽が必要（常時貯水量40㎡以上）
消防活動空地等【第35条】	階数4以上の建築物	・避難上及び消防活動上有効な連続バルコニー、開口部及び非常用出入口のある壁面から水平距離で7m以内の位置に、幅6m×長さ12m以上の消防活動空地が必要（耐加重25t） ・進入路幅員は6m以上を原則（有効高さ4m以上）

(4) 神奈川県児童福祉施設の設置及び運営に関する基準

児童福祉法に基づく保育所の設置認可等に関し、「神奈川県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」において、保育所の設置基準等が定められています。（※この他に「保育所設置認可に係る審査基準」あり）

項目	内容								
設備の基準【第44条】	<p>○乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設ける。</p> <p>①乳児室：1.65㎡/人以上、ほふく室：3.3㎡/人以上</p> <p>②乳児室、ほふく室には保育に必要な用具を備える</p> <p>○満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、屋外遊戯場（近隣の公園等の代替を含む）、調理室及び便所を設ける。</p> <p>①保育室又は遊戯室：1.98㎡/人以上、屋外遊戯場：3.3㎡/人以上</p> <p>②保育室、遊戯室には保育に必要な用具を揃える。</p> <p>○乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室を3階以上に設ける場合は、以下の要件に該当すること。</p> <p>①建築基準法に規定する耐火又は準耐火建築物であること。</p> <p>②保育室等が設けられている階に応じ、常用・避難用の区分ごとに下表に定める施設又は設備が1以上設けられていること。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>階</th> <th>区分</th> <th>施設又は設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">2階</td> <td>常用</td> <td>・屋内階段 ・屋外階段</td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td>・建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 ・待避上有効なバルコニー ・建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段</td> </tr> </tbody> </table>	階	区分	施設又は設備	2階	常用	・屋内階段 ・屋外階段	避難用	・建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 ・待避上有効なバルコニー ・建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段
階	区分	施設又は設備							
2階	常用	・屋内階段 ・屋外階段							
	避難用	・建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 ・待避上有効なバルコニー ・建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段							

項目	内容														
設備の基準 <b>【第44条】</b>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="491 277 603 315">階</th> <th data-bbox="603 277 743 315">区分</th> <th data-bbox="743 277 1426 315">施設又は設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="491 315 603 577" rowspan="2">3階</td> <td data-bbox="603 315 743 421">常用</td> <td data-bbox="743 315 1426 421"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</li> <li>・屋外階段</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="603 421 743 577">避難用</td> <td data-bbox="743 421 1426 577"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</li> <li>・建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</li> <li>・屋外階段</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 577 603 902" rowspan="2">4階</td> <td data-bbox="603 577 743 705">常用</td> <td data-bbox="743 577 1426 705"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</li> <li>・建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="603 705 743 902">避難用</td> <td data-bbox="743 705 1426 902"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</li> <li>・建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路</li> <li>・建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	階	区分	施設又は設備	3階	常用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</li> <li>・屋外階段</li> </ul>	避難用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</li> <li>・建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</li> <li>・屋外階段</li> </ul>	4階	常用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</li> <li>・建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</li> </ul>	避難用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</li> <li>・建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路</li> <li>・建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</li> </ul>	<p>③②の施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からいずれかに至る歩行距離を30m以下とすること。</p> <p>④調理室とそれ以外の部分が耐火構造の床若しくは壁を又は特定防火施設で区画されているとともに、換気、暖房又は冷房設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又は近接して、防災上有効なダンパーが設けられていること。</p> <p>⑤保育所の壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げていること。</p> <p>⑥保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</p> <p>⑦非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p> <p>⑧保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。</p>
階	区分	施設又は設備													
3階	常用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</li> <li>・屋外階段</li> </ul>													
	避難用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</li> <li>・建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</li> <li>・屋外階段</li> </ul>													
4階	常用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</li> <li>・建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</li> </ul>													
	避難用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</li> <li>・建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路</li> <li>・建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</li> </ul>													
食事 <b>【第14条・45条】</b>	<p>○児童福祉施設は、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法により行わなければならない。</p> <p>○第45条「設備の基準の特例」により、当該保育所以外の場所で調理し、搬入する方法をとる場合も、当該保育所で行うことが必要な調理のための過熱、保存等の調理機能を有する設備を備える。</p>														

### (5) その他

このほか、設計時においては、

○学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）

○津波浸水想定を設定する際に想定した津波に対して安全な構造方法等を定める件

（平成23年国土交通省告示第1318号）

等の建築設計に関する基準に対応するものとします。

## IV. 基本コンセプトの設定

各施設が抱える現状の課題や、当該敷地における様々な環境条件等を踏まえ、再整備の基本コンセプトを次のように設定します。

### ① 子どもたちの安全・安心が保たれた施設とする

- ・各施設へのエントランスや動線計画など、防犯・セキュリティ面に配慮し、子どもたちが安全・安心に生活できる施設とします。

### ② 津波発生時の避難場所として安全・確実に避難できる施設とする

- ・津波発生時の避難場所として、児童や教職員、地域住民のほか、海岸利用者等の想定避難者が短時間で確実に避難できるよう、安全な避難動線、構造上の強度を確保するとともに、避難時における必要な規模や機能が確保された施設とします。

### ③ 子どもたちが健康で快適に過ごすことのできる施設とする

- ・子どもたちの体力向上や心身の健康維持のため、グラウンドや園庭、屋内運動場等の空間をできる限り広く確保するとともに、日照、自然採光、自然換気による、健康で快適な室内環境の確保、ユニバーサルデザインなどに考慮した施設とします。

### ④ 保小連携や地域連携が行いやすい施設とする

- ・小学校、保育園、児童クラブといった、それぞれの主体が管理・運営しやすく、かつ状況に応じた連携や、小学校の授業時間外における施設の地域利用（屋内運動場、プール等）が行いやすいよう、出入口やトイレ等の配置を考慮した施設とします。

### ⑤ 周辺住宅等の居住環境に配慮した施設とする

- ・住宅地内に立地する施設として、日照や音、匂い、交通流など周辺住宅等の居住環境に配慮します。

### ⑥ 長期にわたり機能性を確保できる長寿命な施設とする

- ・シンプルかつコンパクトな中に必要となる機能を集約することで、多様化する教育内容の変化にも柔軟に対応できるとともに、維持管理が容易で、ランニングコストを抑制することのできる施設とします。

### ⑦ 整備コストの低減や工期の縮減にも配慮した施設とする

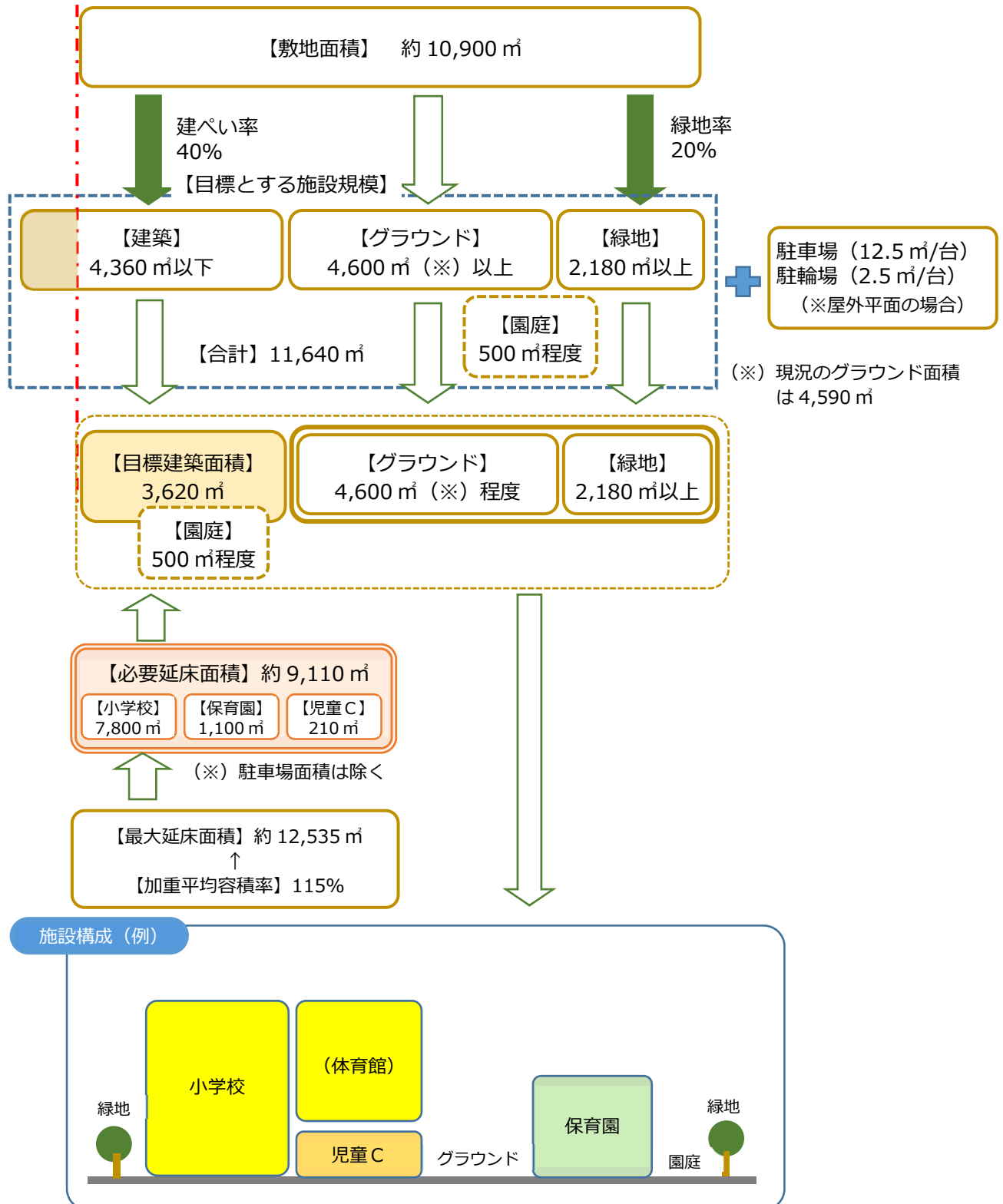
- ・中長期的には厳しい財政運営が予想されている中で、整備コストの低減が求められるほか、子どもたちの良好な教育環境の確保、いつ起こるかわからない大規模地震への対応を考慮すると、工期の短縮もポイントとなります。

## V. 新施設建設計画の検討

### V-1. 新施設の機能・規模

新施設の機能・規模については、「藤沢市立学校施設再整備第1期実施計画」に示された整備計画面積（案）を基に検討を進めるものとします。

なお、検討の過程において、これらの機能や規模は変動することがあります。



《鵜南小学校》

種 別	室名	標準諸室		整備計画面積 (㎡)	備 考
		広さ	必要数		
普通教室	普通教室	1	18	1,098	各学年3クラス
多目的スペース	多目的スペース	2	2	244	
特別支援学級	指導教室	0.5	3	92	
	プレイルーム	1	1	61	
	特学準備室	0.5	1	31	
	用具庫、シャワールーム	0.5	1	31	
	特学相談室	0.5	1	31	
通級指導学級	通級指導教室	1	0	0	
特別教室	少人数教室	1	3	183	2学年に1室
	理科室・準備室	2	1	122	
	家庭科室・準備室	2	1	122	
	図工室・準備室	2	1	122	
	音楽室・準備室	2	1	122	
	視聴覚室・準備室	2	1	122	
	PC室・準備室	2	1	122	
	図書室	3	1	183	隣接配置
その他学習関係 諸室	放送室・スタジオ	1	1	61	
	児童更衣室	0.5	4	122	男女別2室ずつ
	相談室	0.5	4	122	各階1室
	焼窯庫	0.25	1	15	
リソースルーム	0.5	1	31		
パブリックスペース	PTA室	1	1	61	
共通空間	昇降口	1.25	2	153	
	外来者用玄関	0.25	1	15	
	トイレ（男子・女子）	1	8	488	各階男女1室ずつ
	みんなのトイレ	0.25	4	61	各階1室
	エレベーター	0.25	1	15	
管理諸室	校長室	0.5	1	31	
	職員室	2	1	122	
	会議室（大）	1	1	61	
	会議室（小）	0.5	1	31	
	休憩室	0.25	2	31	男女別1室ずつ
	教職員更衣室	1	2	122	男女別1室ずつ
	事務室	0.5	1	31	
	教職員用トイレ	0.5	1	31	
	用務員室	1	1	61	
	教材室	0.5	4	122	各階1室
	倉庫	0.5	4	122	各階1室
印刷室	0.5	1	31		
保健室	保健室	1	1	61	
	カウンセリング室	0.5	1	31	
防災関係	防災備蓄倉庫	1	2	122	住民用+学校用
廊下・階段等				967	
校舎棟	小計			5,801	
給食調理室	ランチルーム	1	1	61	
	調理場	4	1	244	
	配膳室	1	4	244	
給食調理室	小計			549	

屋内運動場	体育館	19	1	1,159	アリーナ、ステージ、更衣室
	体育器具庫	1	1	61	
	開放用玄関	0.25	1	15	
	開放用会議室	1	1	61	
屋内運動場 小計				1,296	
プール	プール機械室	0.25	1	15	
	更衣室	0.5	2	61	
	トイレ	0.25	1	15	
プール 小計				92	
屋外運動施設	体育倉庫	1	1	61	トイレ含む
屋外運動施設 小計				61	
小学校 合計				7,799	

### 《よつば児童クラブ》

室 名		想定面積 (㎡)	備 考
児童クラブ プ(1)	生活室	75	60人×1.65㎡/人×75%
	事務室	3	
	静養室	4	
	調理室	5	
	手洗い	3	
	倉庫	4	
	ランドセルロッカー	3	
	小 計	97	
児童クラブ(2)		97	
トイレ		18	男(小2、大1)、女(大3)、みんなのトイレ(1)
廊下、階段		(適宜)	下駄箱含む
		212	



## 《浜見保育園》

室名	想定面積 (㎡)	備考
0歳児保育室	48	
1歳児保育室	76	避難階段に近接して配置
2歳児保育室	78	部屋ごとにロッカー、布団等の収納スペースを確保
3歳児保育室		
4歳児保育室	220	部屋ごとにロッカー、布団等の収納スペースを確保
5歳児保育室		
遊戯室	100	
調乳室	4	
沐浴室	8	0歳児保育室に隣接して配置
園児用トイレ（1・2歳児用）	12	各1
園児用トイレ（3歳児用）	8	
園児用トイレ（4・5歳児用）	27	男児用12㎡、女児用15㎡
職員便所	4	各階男女別に配置
事務室	40	玄関、園庭が見渡せる場所に配置
医務室	(適宜)	事務室に隣接
職員休憩室	30	
更衣室（女性）	15	25名程度が利用
更衣室（男性）	5	5名程度が利用
シャワー室	2	
洗濯室	8	各階配置
調理室	60	
調理室前室		
食品庫		
調理職員用トイレ	25	
調理職員休憩室		
調理職員洗濯室	4	
相談室	16	2部屋
倉庫	10	
教材庫	20	各階配置
用務員作業室	15	
屋外用トイレ	4	園庭から直接利用できる位置に配置
廊下・階段	277	20%
屋内施設 合計	1,116	

室名	想定面積 (㎡)	備考
園庭	500	
プール	25	施設内でも可
駐車スペース	(適宜)	普通車6台程度
自転車駐輪場	(適宜)	12台程度
ベビーカー置き場	(適宜)	15台程度、施設内でも可
屋外施設 合計	(適宜)	

## V-2. 配置・敷地利用・動線計画

### (1) 配置計画

現状の配置は、北側（引地川側）に校舎棟、東側に体育館とプールが配置されています。敷地の東側には低層住宅、南側にマンションと低層住宅が近接しています。

これらの現状を踏まえ、校舎棟の建て替え位置を基に考えると、概ね以下の3パターンの配置が考えられます。



※航空写真は「google map」より

校舎棟の建替え位置を基に考えると、大きく次の3つのパターンがある。

A案

小学校の環境を保持するため、  
校舎棟は現在の位置（北側）で建て替える

B案

現状機能を維持しながら  
校舎棟は既存のグラウンド内で建て替える

C案

現状機能を維持しながら  
全ての施設を既存のグラウンド内で建て替える

基本コンセプトを踏まえた校舎棟の配置案として、大きく3つの基本パターンが考えられます。これらを比較評価した結果、健康・快適な生活環境を確保した上で、3つの機能（小学校・保育園・児童クラブなど）への明快な動線区分が行いやすく、周辺住宅への影響が少ないと考えられることから、【A案】が最も望ましい配置であるという結論に至りました。

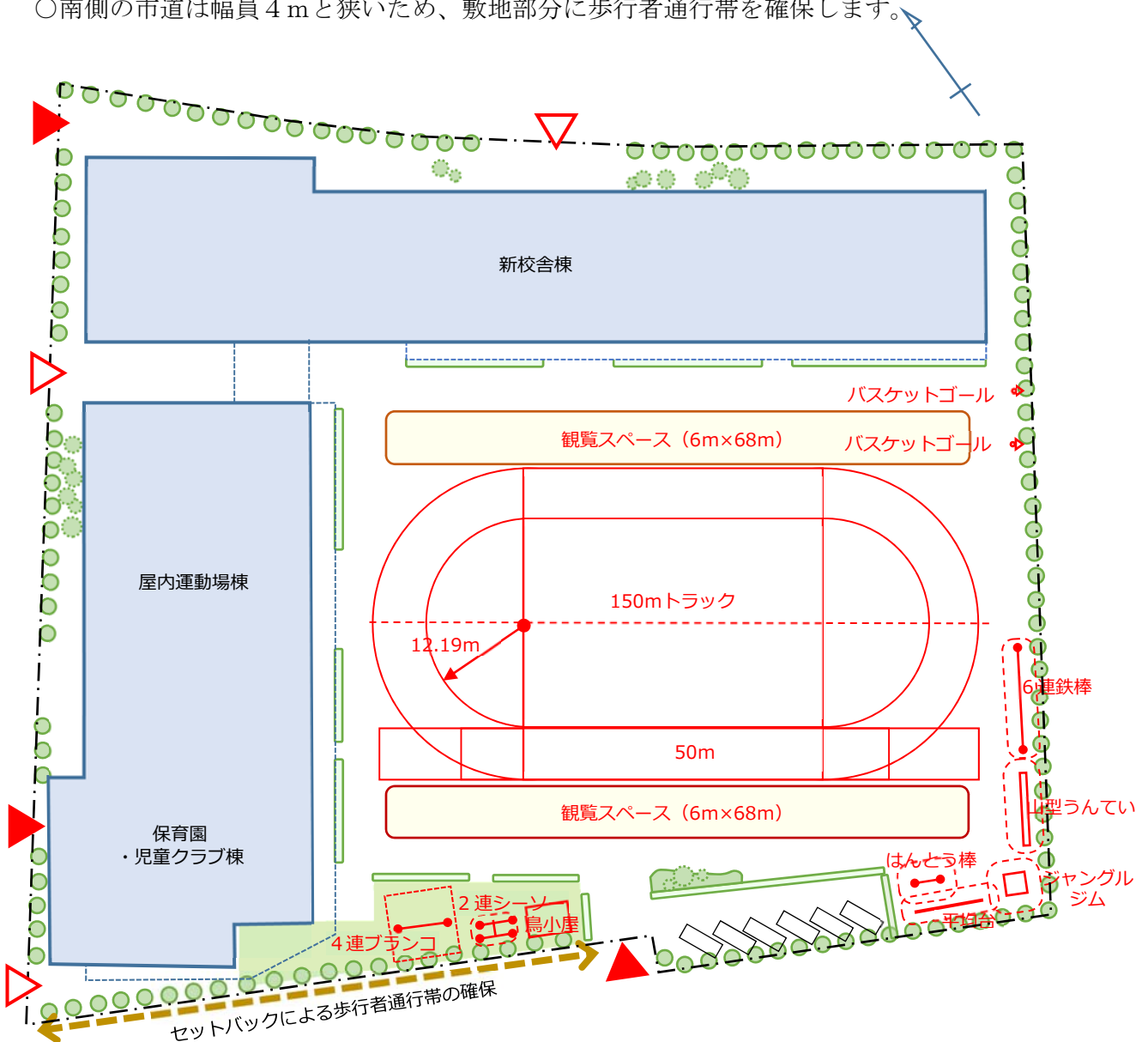
《配置のパターン比較検討》

		校舎棟配置の基本パターン					
		【A 案】校舎棟を敷地の北側（現在位置）に配置	【B 案】校舎棟を敷地の西側に配置	【C 案】校舎棟を敷地の南側に配置			
配置及び動線のイメージ	※配置や動線については、施設平面プランの検討により、位置がずれる可能性があります。						
		<p>○ 歩行者動線                  — 自動車動線                  - - - 避難動線                  ○ 屋外階段</p>					
基本コンセプトによる比較	①子どもたちの安全安心	◎	西側道路（鵠沼海岸線）から3つの機能（小学校・保育園・児童クラブなど）への明快な動線区分が行いやすい。	△	保育園棟のメインエントランスが南側道路からとなり、十分な広さが確保しにくい。	◎	西側道路（鵠沼海岸線）から3つの機能（小学校・保育園・児童クラブなど）への明快な動線区分が行いやすい。
	②津波避難所としての機能	△	工事期間中、津波避難スペースを確保するための工夫が必要である。	○	工事期間も含め、校舎棟の3階以上で津波避難床の確保が可能である。	○	工事期間も含め、校舎棟の3階以上で津波避難床の確保が可能である。
	③健康・快適な生活環境	◎	教室をグラウンドに面して、南向きに配置することができる。	△	グラウンドを整形で確保するのが難しい。また、教室はグラウンドに面して東向き配置となる。	△	校舎棟の影がグラウンド内に長時間影響する。
	④保小連携・地域連携	○	保小連携、地域連携が行いやすい配置となる。	△	屋内運動場棟と保育園棟が分かれるため、効果的な保小連携が行いにくい。	○	保小連携、地域連携が行いやすい配置となる。
	⑤周辺住宅地への影響	◎	校舎棟は現状とほぼ同じ配置となり、校舎棟からの音や匂い（給食室など）の影響は少ない。	△	南側の低層住宅地に校舎棟や保育園棟が近接するため、音や匂いなどへの対策をとる必要がある。	△	南側の低層住宅地に校舎棟が近接するため、音や匂いなどへの対策をとる必要がある。
	⑥施設の柔軟性と長寿命化	○	シンプルな形状で、維持管理も容易である。	○	シンプルな形状で、維持管理も容易である。	△	効率的な建物配置が難しく、校舎棟と屋内運動場・保育園棟が重層化し、維持管理が複雑になる可能性がある。
	⑦整備コストと工期	△	仮設校舎の建設、現校舎棟解体後に新校舎棟の建設となり、工期やコストへの影響が大きい。 (約4.7億円/設計2年+工事5年)	○	現校舎棟解体後に屋内運動場棟の建設となり、C案に比べて工期への影響が大きい。 (約4.3億円/設計2年+工事3年半)	◎	現機能を最大限に維持しながら、A・B案と比べて工期やコストをかけることなく建て替えが可能である。 (約4.3億円/設計2年+工事3年)
意見交換会等における主なご意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地が狭い中で、複合化により子どもたちが伸び伸び活動できるスペースが確保できるかが課題である。</li> <li>保育園と児童クラブが学校の中に入るのは画期的な試みである。地域との繋がりも深くなるように期待したい。</li> <li>仮設校舎建設によるコストや工期の問題はあると思うが、子どもたちの生活環境の面からも、校舎棟は現位置（北側配置）が望ましい。</li> <li>仮設校舎使用時、特に南側道路は幅員も狭いため、児童の動線として、何らかの安全対策を講じてほしい。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>建物が住宅（敷地東側・南側）の近くに建つと、においや音など、環境の変化が心配である。</li> <li>普通教室が南側に配置できず、教育環境上好ましくない。</li> <li>グラウンドが不整形になり、使い勝手が良くない。</li> <li>保育園の出入りが幅員の狭い南側道路からとなり、人や車の交通量が増えると危険である。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>建物が住宅（敷地東側・南側）の近くに建つと、においや音など、環境の変化が心配である。</li> <li>4階建ての校舎棟が目前にあると圧迫感がある。また、道路が狭いので、人や車の交通量が増えると危険である。</li> </ul>	
総合評価		◎		△		△	

## (2) 敷地利用計画

敷地全体の土地利用にあたっては、以下のような点に配慮するものとします。

- 敷地の回りには高木と中・低木を列植し、緑の帯をつくります。また、敷地内で風致地区の緑地基準を満たすよう、効果的に緑を配します。
- 新校舎棟や屋内運動場棟による周辺民地やグラウンド内への日影に配慮します。
- グラウンドは 150mのトラックが規定の形状で確保できるとともに、運動会実施時には南北に観覧スペースが確保できるようにします。
- 敷地の南側、保育園・児童クラブ棟に近い部分に、ブランコやシーソー等の遊具を配置します。
- 敷地の南東側に、鉄棒やうんていなど、体育の授業にも使うような施設を配置します。
- グラウンドでは、8人制サッカーができるようなコート（50m×68m推奨）がとれるようにします。
- 敷地南側の変形部分を利用して、職員用の駐車場（6台程度）を設けます。駐車場内にはボールが入ったり、子どもたちが入り込まないように、周辺に低木やフェンスを配します。
- 南側の市道は幅員 4 m と狭いため、敷地部分に歩行者通行帯を確保します。



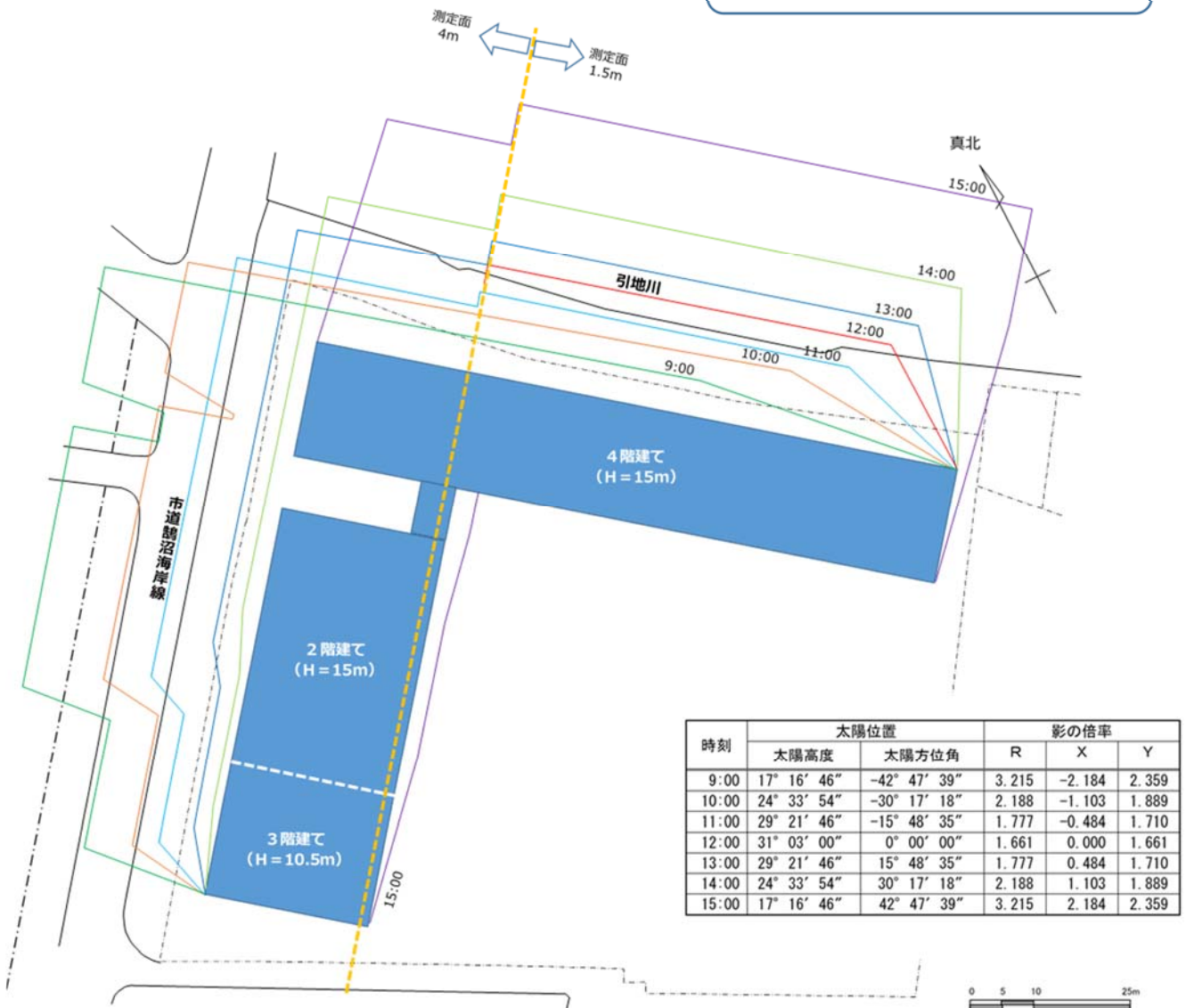
【日影のチェック（等時間日影図）】

本施設による日影は下図のようになり、市道鵜沼海岸線を挟んだ市営鵜沼住宅の敷地に8時から9時半頃まで影をつくりますが、その他の民地部分への影響は見られません。

また、建物を北側と西側に配置することで、グラウンド内に影を落とすことがほとんどなく、南側に面した普通教室やグラウンドはほぼ1日中、明るさを保つことができるなど、良好な学校生活環境を確保することができます。

《計算条件》

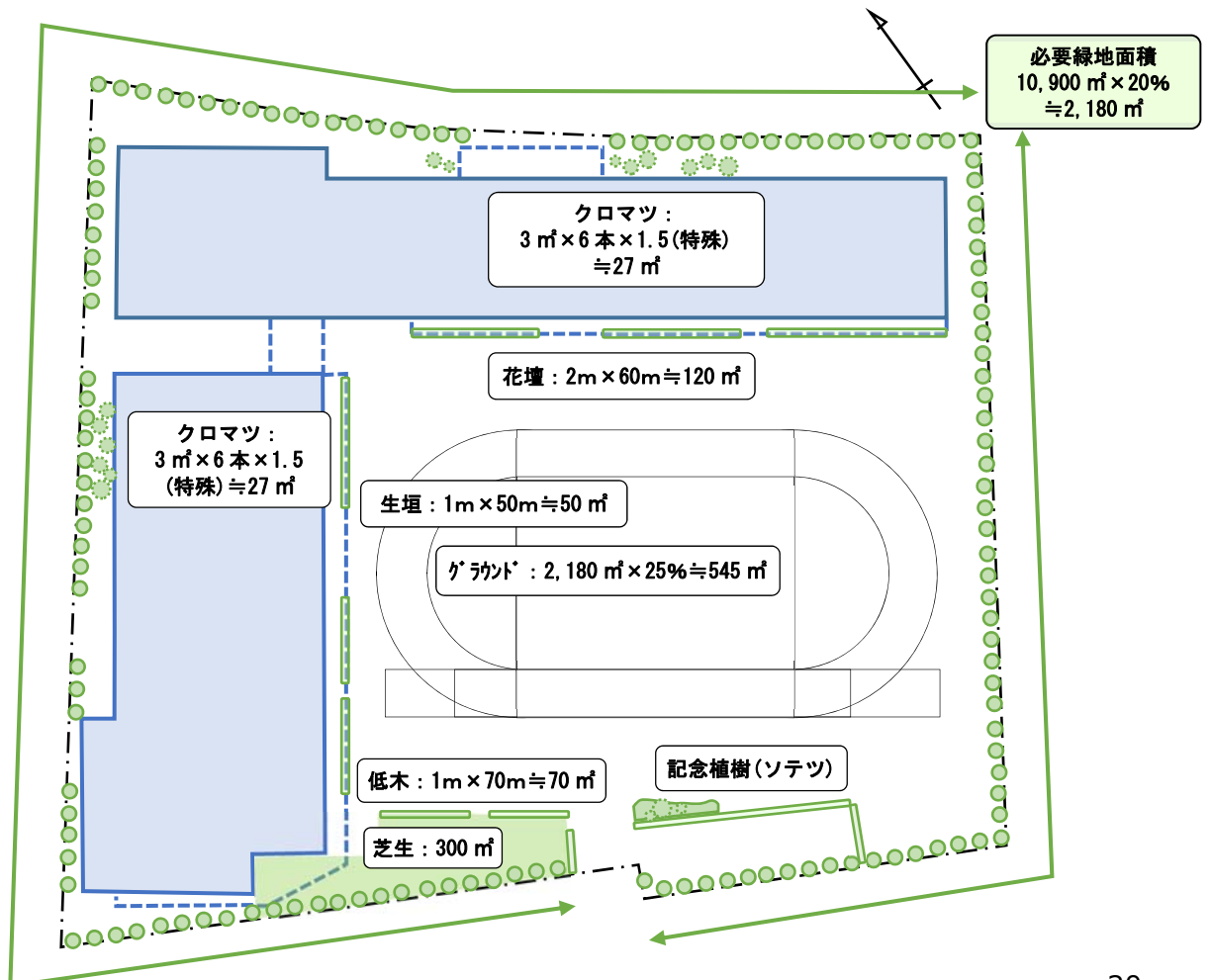
- ・緯度（北緯）： 35° 30′ 00″
- ・経度（東経）： 139° 30′ 00″
- ・解析日： 冬至



## 【緑化イメージ】

当該地区は第4種風致地区に指定されており、建築物の新築及び増築の場合、敷地面積の20%以上の緑地を確保する必要があります。なお、樹種については、藤沢市の郷土樹種等を含め、潮風に強い樹種を選択するものとします。

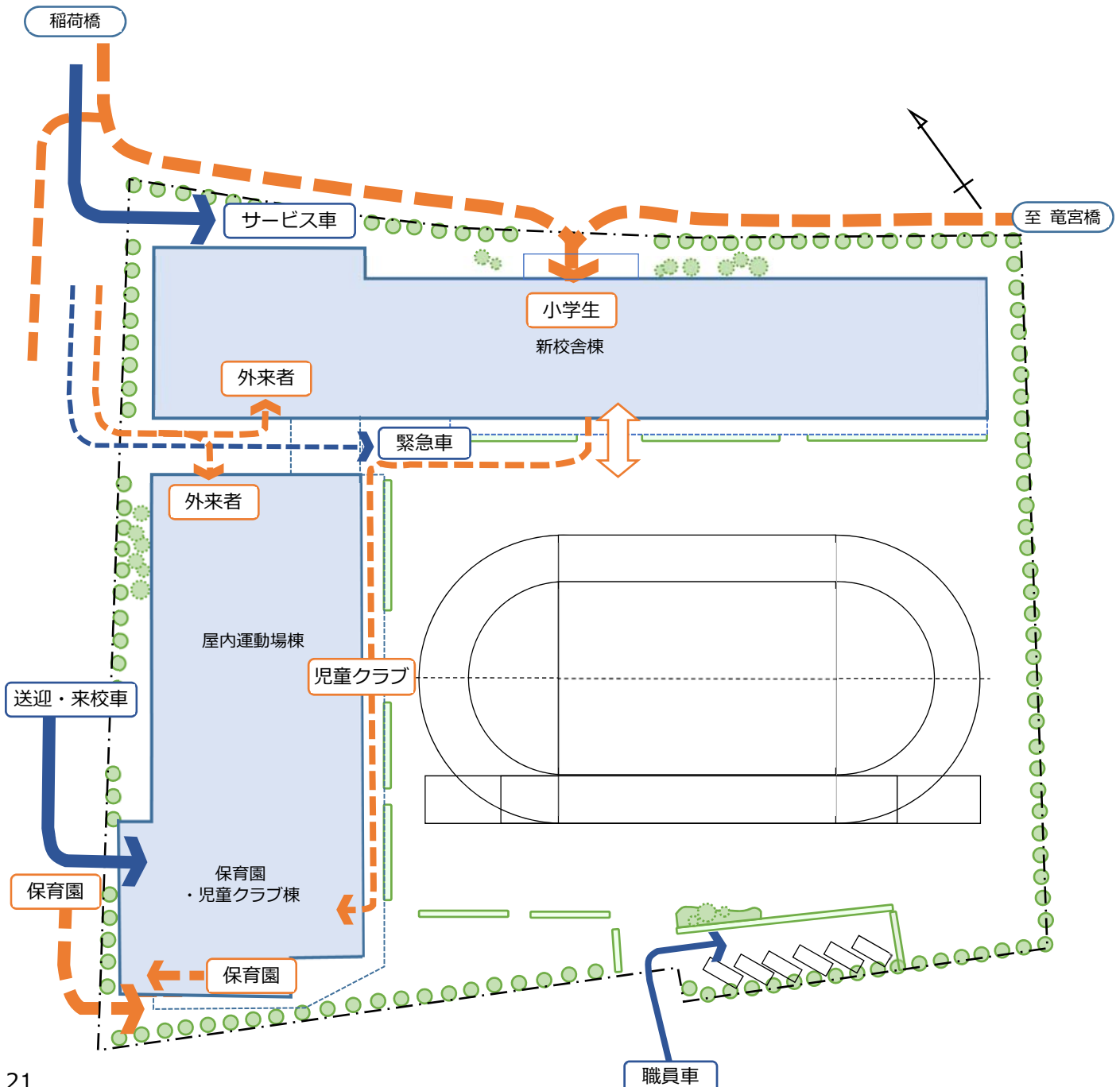
区分	想定される樹種	緑地面積	本数	緑化面積	割増	緑化面積
高木	(常広)ヤマモモ (落広)オオシマザクラ (針葉)イヌマキ	2m×260m ≒520 m <sup>2</sup>	2本/10 m <sup>2</sup>	3 m <sup>2</sup> /本×2本× 520 m <sup>2</sup> /10 m <sup>2</sup>	1.5 (沿道)	468 m <sup>2</sup>
		2m×135m ≒270 m <sup>2</sup>	2本/10 m <sup>2</sup>	3 m <sup>2</sup> /本×2本× 270 m <sup>2</sup> /10 m <sup>2</sup>	—	162 m <sup>2</sup>
中木	(常広)ウバメガシ、 ヤブツバキ (落広)ザクロ、 サルスベリ	2m×260m ≒520 m <sup>2</sup>	4本/10 m <sup>2</sup>	1 m <sup>2</sup> /本×4本× 520 m <sup>2</sup> /10 m <sup>2</sup>	1.5 (沿道)	312 m <sup>2</sup>
		2m×135m ≒270 m <sup>2</sup>	4本/10 m <sup>2</sup>	1 m <sup>2</sup> /本×4本× 270 m <sup>2</sup> /10 m <sup>2</sup>	—	108 m <sup>2</sup>
低木	(常広)アオキ、トベラ、 シャリンバイ (針葉)ハイビヤクシン	1m×70m ≒70 m <sup>2</sup>	—	—	—	70 m <sup>2</sup>
		1m×50m ≒50 m <sup>2</sup>	—	—	—	50 m <sup>2</sup>
景観木	クロマツ	—	12本	3 m <sup>2</sup> /本×12本	1.5 (特殊)	54 m <sup>2</sup>
花壇	理科実験用	2m×60m ≒120 m <sup>2</sup>	—	—	—	120 m <sup>2</sup>
芝生	遊具回り	300 m <sup>2</sup>	—	—	—	300 m <sup>2</sup>
グラウンド	—	2,180 m <sup>2</sup> ×25% ≒545 m <sup>2</sup>	—	—	—	545 m <sup>2</sup>
合 計 (必要緑化面積 10,900 m <sup>2</sup> ×20%≒2,180 m <sup>2</sup> )						2,189 m <sup>2</sup>



### (3) 動線計画

動線計画にあたっては、以下のような点に配慮するものとします。

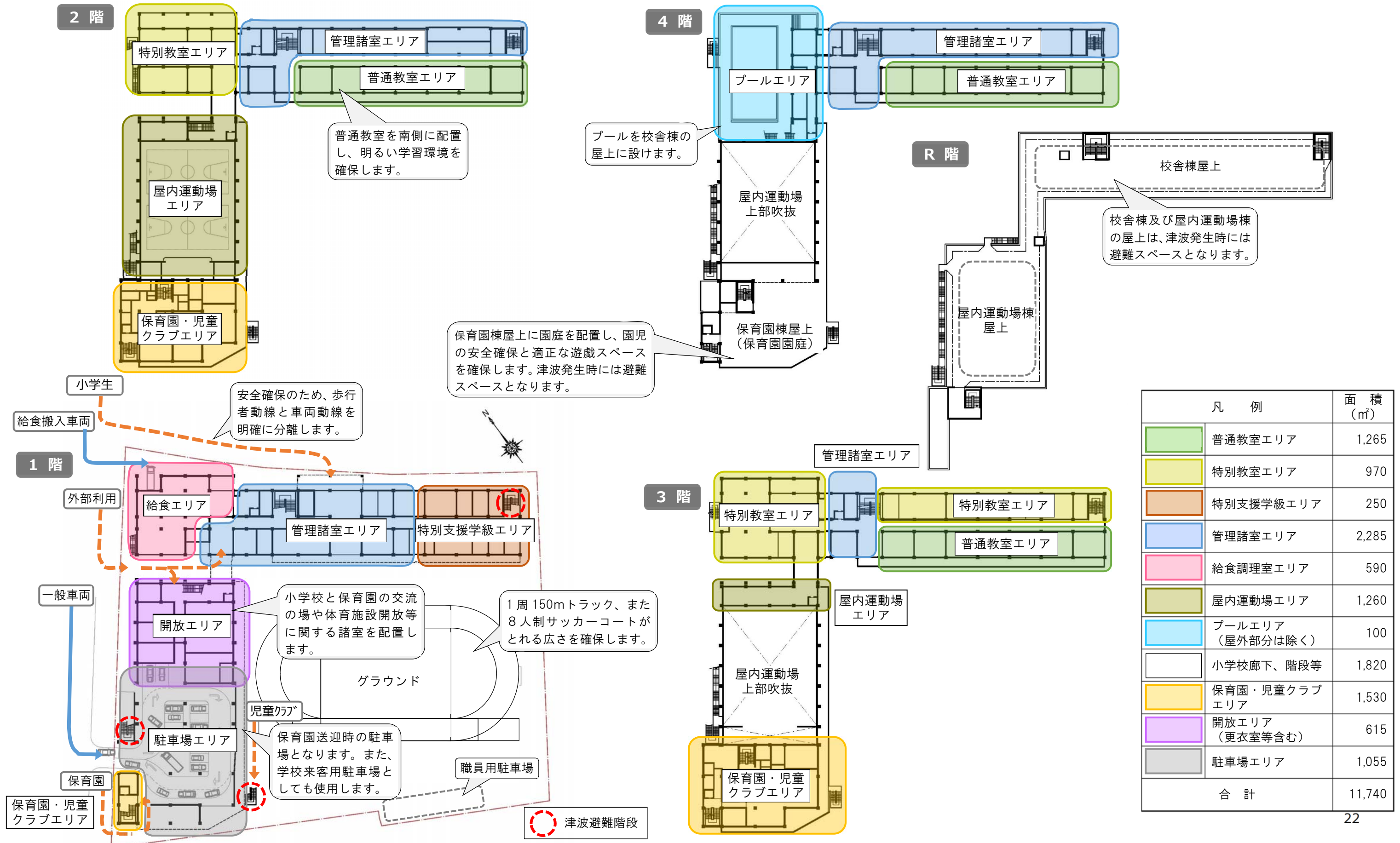
- 鵜南小学校の学区を考慮するとともに、児童の安全な動線を確保するため、校舎棟北側、引地川に面した部分に小学校の主要玄関を設けます。
- 児童クラブへは、校舎棟南側の出入口から出て、保育園・児童クラブ棟の外階段からアクセスできるようにします。
- 保育園の送迎車や来校車は、保育園・児童クラブ棟1階の駐車場に市道鵜沼海岸線から左折進入します。
- 保育園への出入口は敷地の南西端に設けるとともに、駐車場内からも直接アクセスできるようにします。
- 敷地南側の出入口は、緊急時を除いて職員車専用の出入口とします。



V-3. 概略施設計画

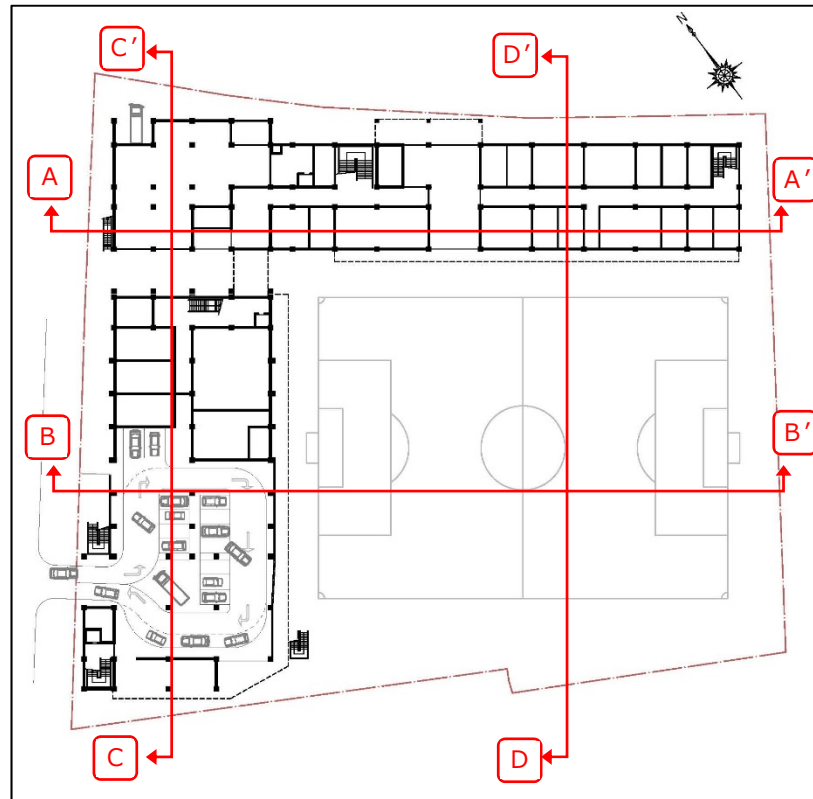
(1) 平面ブロックプラン

先の【A案】の配置に基づく概略施設計画を示します。なお、諸室の配置など詳細のプランについては、来年度以降に実施予定の設計業務において、関係者と協議、検討の上、決定していきます。

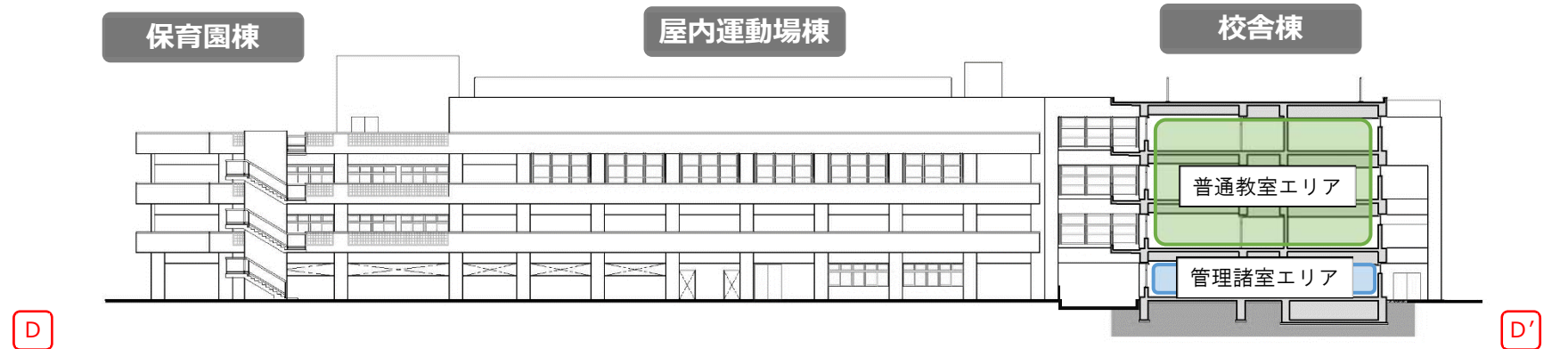
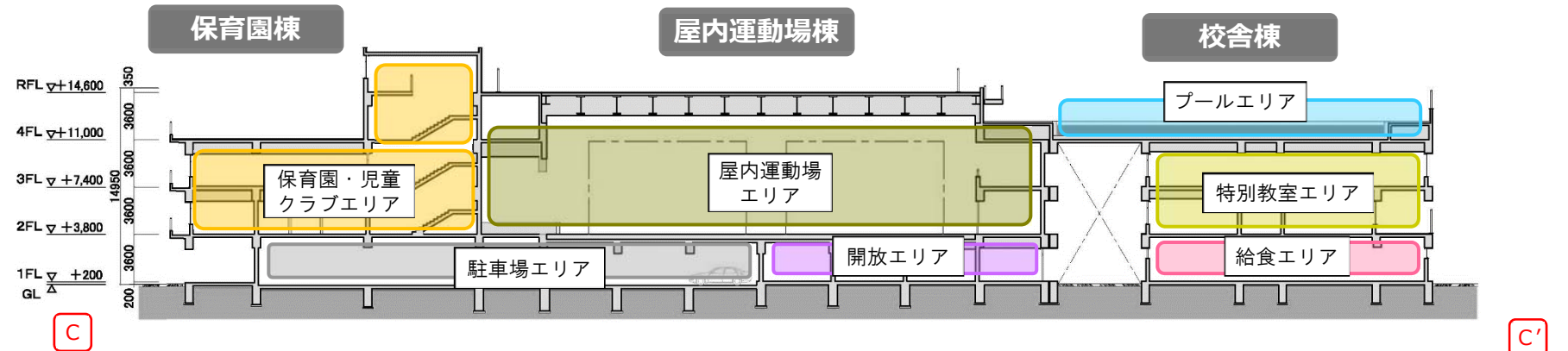
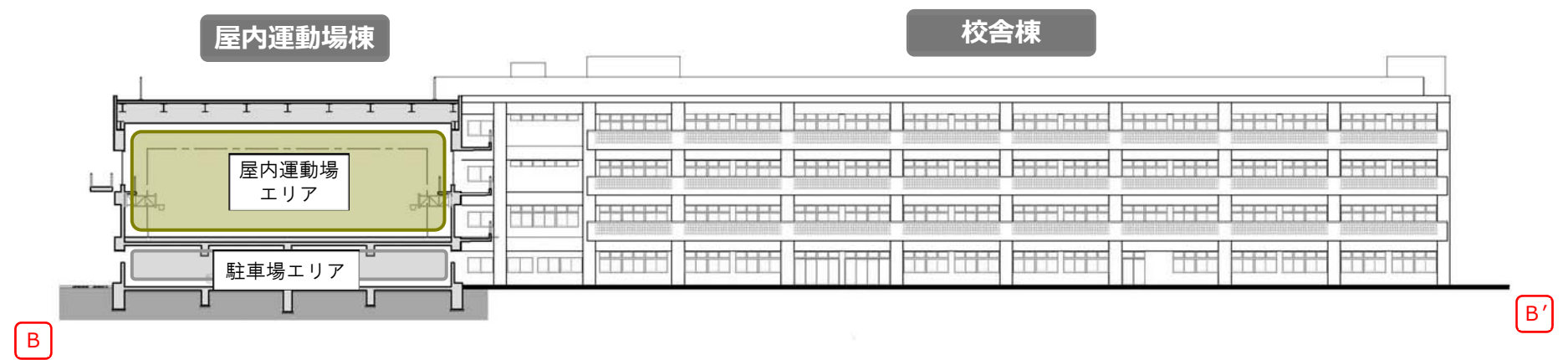
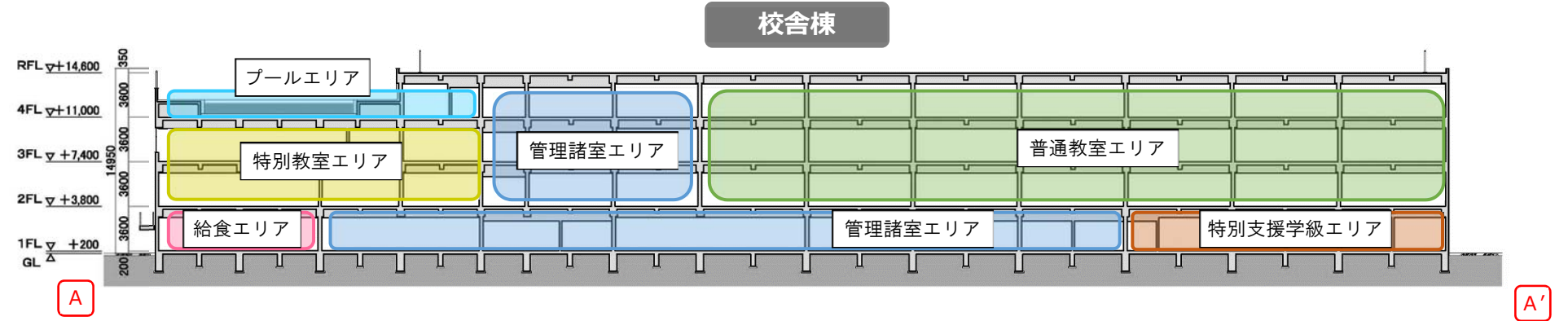




(2) 立面・断面イメージ



区分	各階面積 (㎡)				合計
	1階	2階	3階	4階	
校舎棟	1,870	1,950	1,950	1,510	7,280
屋内運動場棟	615	1,130	130		1,875
保育園棟	90	630	630	180	1,530
駐車場	1,055				1,055
合計	3,630	3,710	2,710	1,690	11,740



### (3) 設計にあたっての配慮事項

#### ① 採光・通風の工夫

限られた敷地の中で必要な諸室を確保するため、教室棟は中廊下式が有効であると考えられます。そのため、廊下の採光や廊下を挟んだ諸室間の通風を確保することが課題となります。

そこで、最近の学校建築の動向を踏まえ、全室空調設備の導入等を検討するとともに、教室壁面の高い位置や足元に窓を設けて、自然採光や通風しやすいように工夫するなど、設備に頼りすぎず、児童が快適に学習・生活できるような環境づくりに努めます。

#### ② 塩害対策

当該地は海岸から 200～300m の位置にあり、施設や設備機器の長寿命化とランニングコストの低減を図るため、十分な塩害対策をとる必要があります。

一般的に言われている塩害対策として、下表のような対策が考えられ、設計段階においてはこれらにも十分に配慮する必要があります。

	配慮事項
電気・機械設備	<ul style="list-style-type: none"><li>・できる限り屋内に設置し、潮風に直接さらされないようにする。</li><li>・給気口を設ける場合は、海岸と反対側（北向き）に設けるとともに、ダクト内に除塩フィルターを設置することで、給気から塩分を取り除くなどの対策も有効である。</li><li>・電気機器の表面に防錆性の強い塗材処理を行う。</li></ul>
建物外壁	<ul style="list-style-type: none"><li>・鉄筋のコンクリートかぶりを厚くする。</li><li>・2種類の無機質浸透材を用いてコンクリート表面の保護と遮塩性を高める。（T&amp;C防食）</li></ul>
部材	<ul style="list-style-type: none"><li>・塩害に強いステンレス鋼（SUS316）を用いる。</li></ul>
植栽	<ul style="list-style-type: none"><li>・耐潮性の高い樹種を選択する。</li></ul>

#### ③ 周辺環境への配慮

グラウンド周辺の住宅や道路等との関係において、周辺のうるおいある景観形成への寄与も含め、できる限り敷地周辺に緑化を施すとともに、閉鎖感や圧迫感を与えないように配慮しながら、必要に応じて防球ネットを設置します。

また、南側の幅員 4 m 市道部分については、学校敷地内に 1 m 程度セットバックして、歩行者通行帯を設けるよう検討します。

さらに、施設からの大きな音や給食調理室の匂い等が周辺住宅に不快さを与えないよう、配置や建築的な遮音対策等にも配慮します。

#### ④ 生活環境の変化に伴う負担の軽減

本事業は、小学校と保育園、児童クラブが一体となった施設整備であり、単独施設と異なり、生活リズムの異なる子どもたちが一緒に暮らす場となります。

そのため、プラス面もある一方で、保育園児の午睡時間における音の問題なども考えられます。建築技術的に対応できる部分については対応を図り、子どもたちへの負担軽減に努めます。

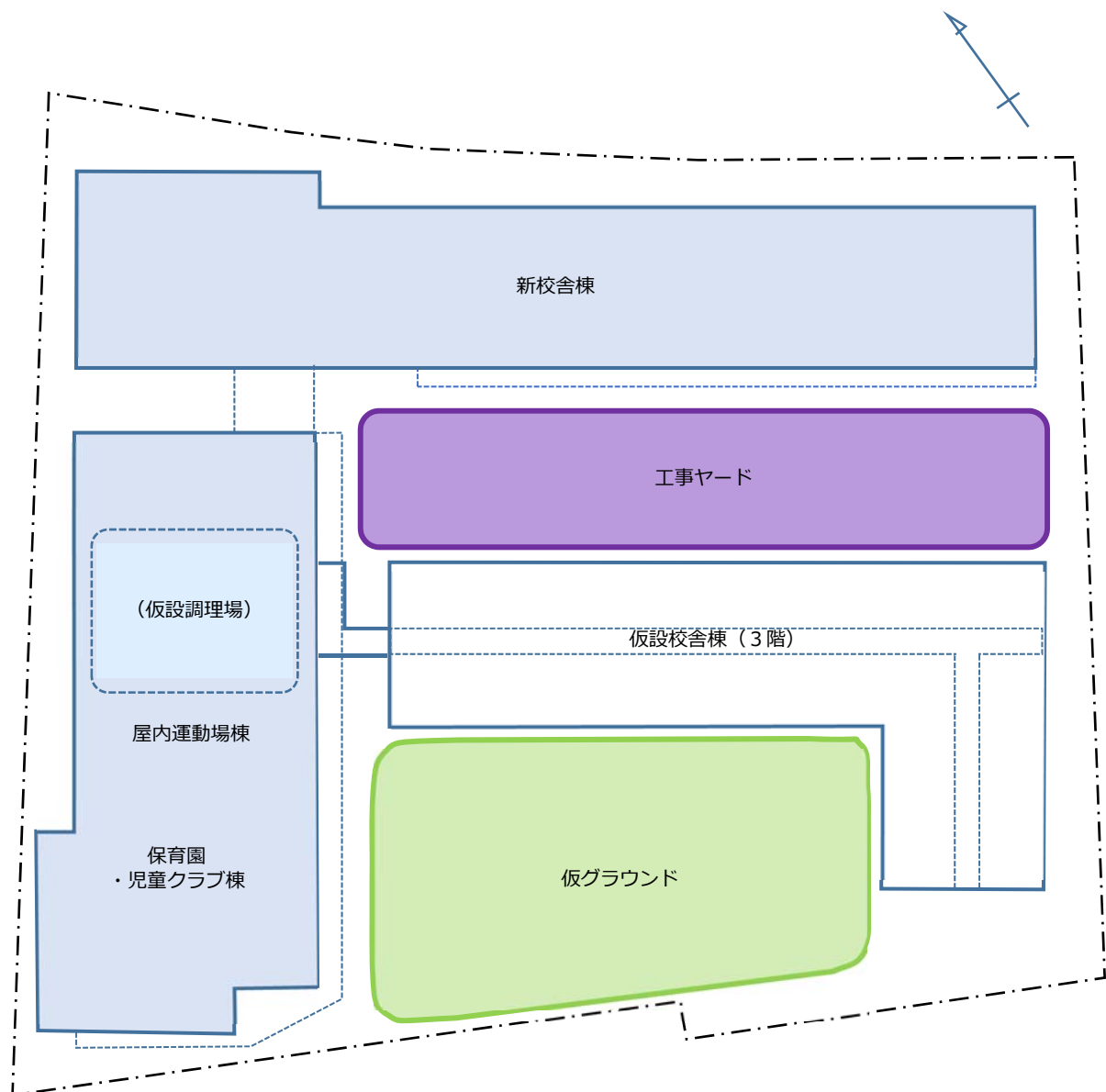
### ⑤ 津波避難場所の役割を担う構造

災害発生時の避難場所としての役割を担う施設として、十分な耐震性と耐津波性に配慮した構造とするとともに、避難時に必要な防災設備等を有する施設整備を行います。

### ⑥ 仮設校舎使用時の工夫

本構想案においては、現校舎棟の位置に新校舎棟を建替えるため、一時的に仮設校舎を使用する必要があります。その際、津波避難スペースを確保するため屋内運動場棟の整備を先行し、その後、仮設校舎を建築して現校舎棟を解体、新校舎棟を整備する手順が考えられます。

仮設校舎の規模は1フロア 1,450 m<sup>2</sup>の3階建て程度を想定します。また、仮設校舎の使用時における給食提供について、合同調理センター機能がなくなった現在、各学校での調理場確保を原則とするという方針が示されており、その場合、屋内運動場棟に一時的に調理場を設け、仮設校舎運用時における対応を行うことが考えられます。



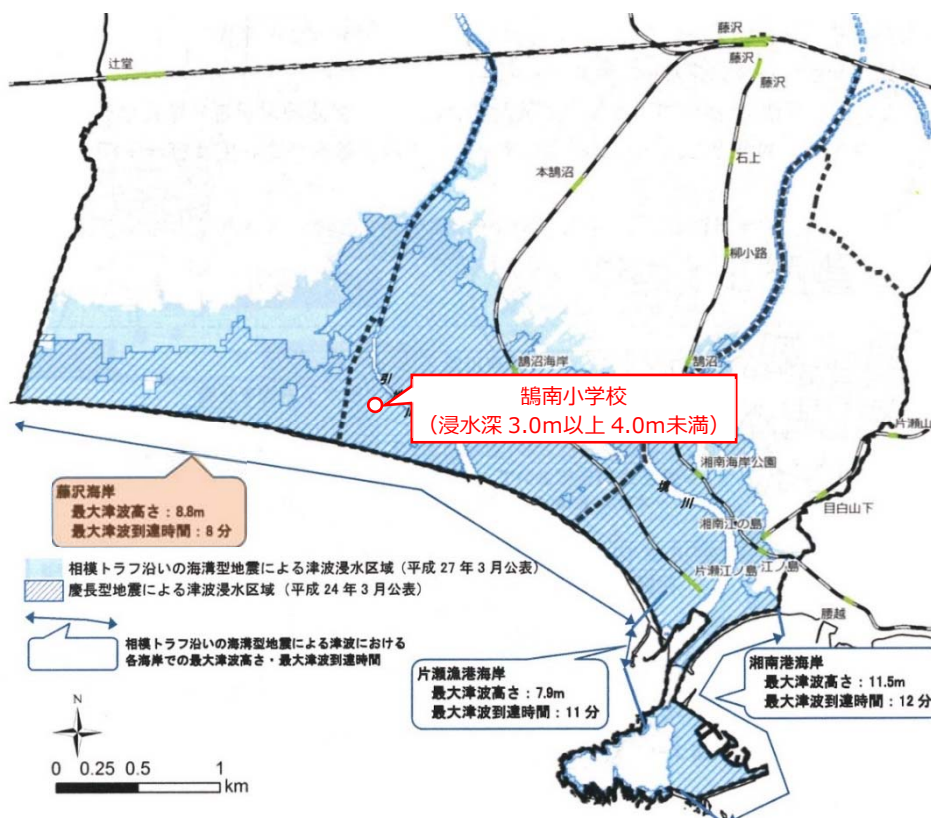
## V-4. 安全対策・津波避難計画

平成 27 年に神奈川県津波浸水検討部会において津波浸水想定の見直しがなされ、次のような規模の津波を想定した対応を行う必要があります。

表一 想定津波の概要（出典：「藤沢市地域防災計画（H28.4 改訂版）」）

《相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）》	
震源域	相模トラフ
規模	マグニチュード 8.7
震度	神奈川県全域で震度 7
発生確率	30 年以内ほぼ 0%
第 1 波の到達時間	6 分
最大津波高さ	藤沢海岸：8.8m（到達時間 8 分） 片瀬漁港海岸：7.9m（到達時間 11 分） 湘南港海岸：11.5m（到達時間 12 分）
最大浸水面積	4.7 km <sup>2</sup> ※ 鵠南小付近の浸水深 3.0m 以上 4.0m 未満
特徴	発生から 40 分後位まで繰り返し押し寄せる 20 分後以降は高さ 2m 前後の津波である

図一 津波浸水想定区域（出典：「藤沢市津波避難対策緊急事業計画（H28.2）」）

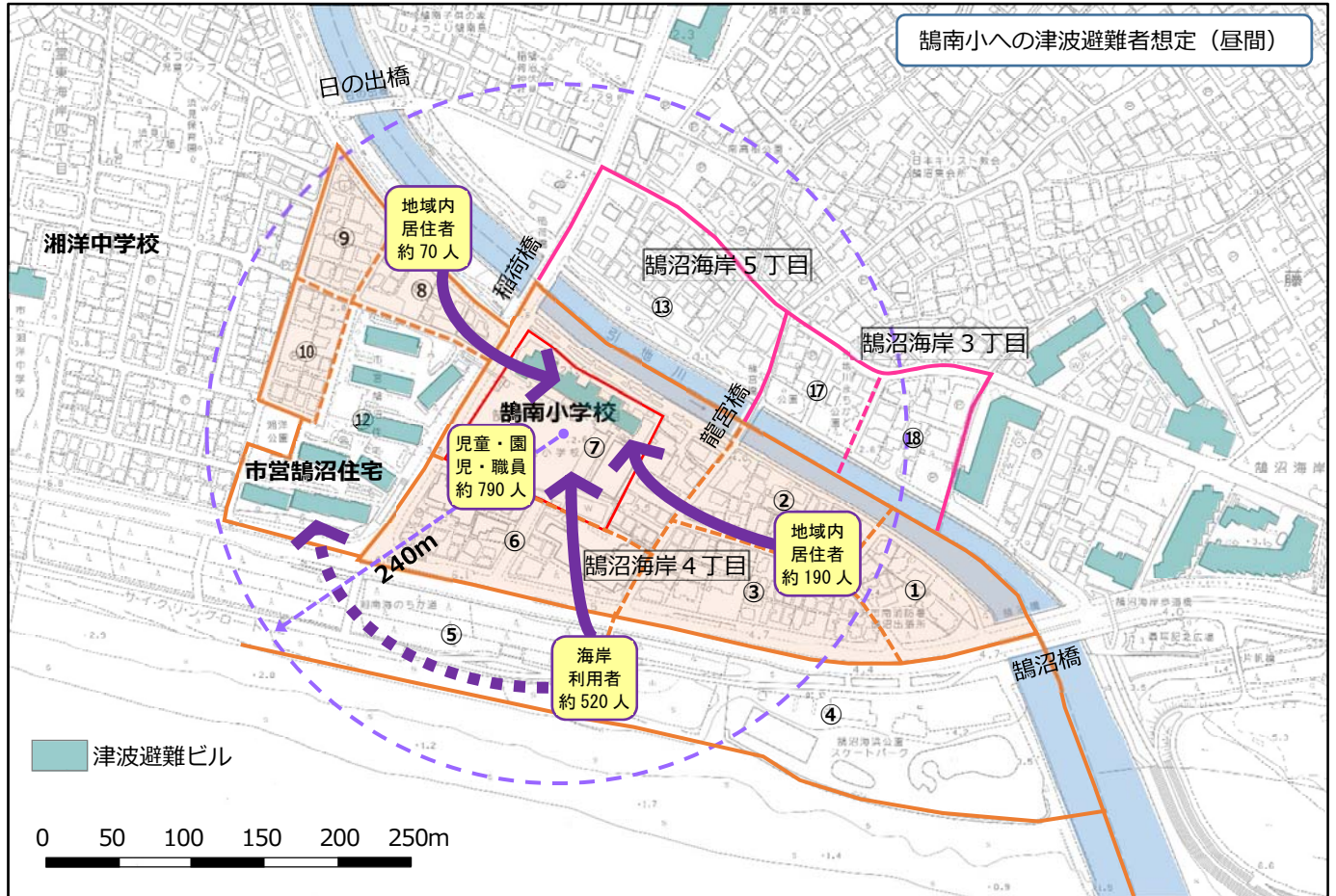


総務省消防庁が策定した「市町村における津波避難計画策定指針」において、地震発生後 2～5 分後に避難開始できるものとされており、最大津波到達時間内に避難可能な距離は、鵠南小学校を中心に半径 60m～240m となり、ここでは半径 240m のエリアを当施設への避難対象エリアと設定します。

避難可能距離 = (歩行速度※) × (津波到達時間 - 2~5分)

※ここでは、老人自由歩行速度、群集歩行速度、地理不案内者歩行速度とされる 1.0m/秒 = 60m/分を用いる。

※避難可能距離 = 60m/分 × (6-5)分 ~ 60m/分 × (6-2)分 = 60m ~ 240m



2017.6.1現在

住所	番地	世帯数	0~6歳未満	6~18歳未満	18~65歳未満	65~75歳未満	75歳以上	夜間人口	昼間人口【想定】	夜間人口	昼間人口【想定】			
鵠沼海岸4丁目	1	29	1	4	25	5	3	38	17	471	185			
	2	44	2	6	49	7	5	69	30					
	3	76	3	36	85	8	3	135	42					
	6	97	9	23	143	13	6	194	76					
	7	26	0	4	16	5	10	35	20					
	8	20	3	5	27	10	0	45	22					
	9	36	5	8	39	7	2	61	27					
	10	20	2	2	23	5	5	37	20					
	鵠南小学校	児童											0	593
		職員											0	52
浜見保育園	園児									0	120			
	職員									0	25			
海岸利用者										0	520			
合計										614	1,564			

「昼間人口」は、0~6歳未満、65~75歳未満、75歳以上の人口に18~65歳未満の人口の1/3を加えたものと想定

※よつば児童クラブの児童数は、鵠南小児童と重複するため未計上。

以上より、新・鵠南小学校には、児童・園児が最も多く在校している昼間の時間帯で、**1,570人**の津波避難者を受け入れるスペース (0.6 m<sup>2</sup>/人) を3階レベル以上に設定する必要があります。

## (参考) 海岸利用者の算定

これまで海岸利用者の具体的人数は算定されていませんが、国道 134 号の交通量や近接する鵠沼海浜公園スケートパーク駐車場の収容台数から、鵠沼小への津波避難が考えられる最大人数を次のように想定します。



### ○国道 134 号 利用者数の算定

平成 22 年度交通センサスより、

・ 昼間 12 時間交通量 (上・下)	24,388 台
・ ピーク比率	10.2%
・ 昼間 12 時間平均旅行速度	上り : 39.4km/h、下り : 45.1km/h

平均旅行速度を 40.0km/h とすると、ピーク時のある時点において当該区間 (約 500m) を走る車両台数は約 30 台と算定されます。同乗者数を 3 人/台とすると、国道 134 号の利用者数は約 90 人となります。

$$24,388 \text{ 台} \times 0.102 \times 500\text{m} / 40,000\text{m} \times 3 \text{ 人/台} \approx 90 \text{ 人}$$

### ○海浜利用者数の算定

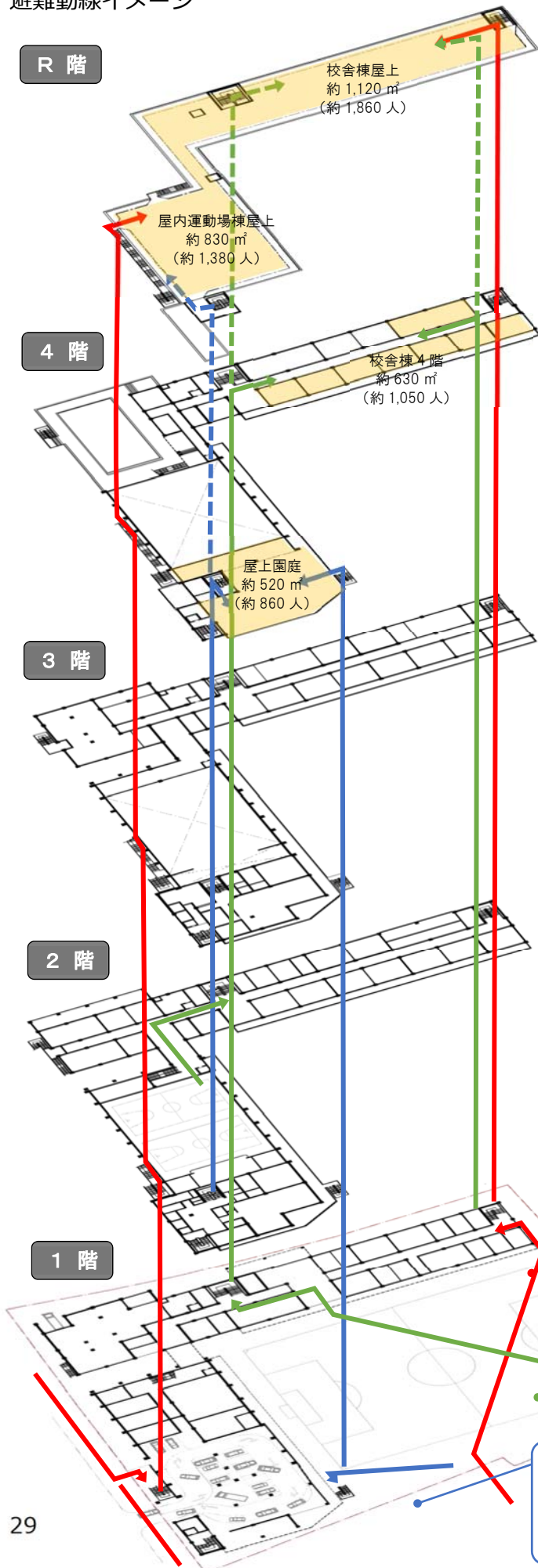
当該エリアは、片瀬西浜・鵠沼海岸海水浴場の遊泳エリア外とされており、海浜利用者の多くはサーフィンやスケートパーク利用者と考えられます。

その人数は、スケートパーク駐車場が満車時、上記と同じく同乗者数を 3 人/台として、海浜利用者数を約 430 人と想定します。

$$144 \text{ 台} \times 3 \text{ 人/台} \approx 430 \text{ 人}$$





以上より、前頁における海岸利用者  $\alpha$  として、約 520 人分の一時避難スペースを当該施設内に確保しておく必要があると考えられます。

避難動線イメージ



校舎棟及び屋内運動場棟の3階以上が避難床になると考えられますが、このうち校舎棟4階と屋上、屋内運動場棟の屋上面積に対し、 $0.6 \text{ m}^2/\text{人}$ で換算すると、約5,150人の避難が可能となります。

しかし、現実的にはこれらの人が一時的に集中すると混乱が予想されることから、小学校、保育園、地域住民が一体となって、避難訓練を実施するなど、日頃から避難動線を確認しておく必要があります。

	避難可能床
	小学生動線
	保育園動線
	地域住民等動線

※総務省消防庁「市町村における津波避難計画策定指針」において、

- ・老人、群集、地理不案内者  $1.0 \text{ m/s}$
- ・歩行困難者、乳幼児等  $0.5 \text{ m/s}$
- ・階段は上記の半分の速度

が目安の津波避難速度とされる。

※南門から  
 階段まで  $100 \text{ m} \div 1 \text{ m/s} = 100 \text{ s}$   
 階段 (1→R階)  $60 \text{ m} \div 0.5 \text{ m/s} = 120 \text{ s}$   
 合計 220 秒 = 3分 40秒 < 4分

※グラウンドの端から  
 階段まで  $115 \text{ m} \div 1 \text{ m/s} = 115 \text{ s}$   
 階段 (1→3階)  $30 \text{ m} \div 0.5 \text{ m/s} = 60 \text{ s}$   
 合計 175 秒 = 2分 55秒 < 4分

※遊具エリアの端から  
 階段まで  $30 \text{ m} \div 0.5 \text{ m/s} = 60 \text{ s}$   
 階段 (1→3階)  $30 \text{ m} \div 0.25 \text{ m/s} = 120 \text{ s}$   
 合計 180 秒 = 3分 < 4分

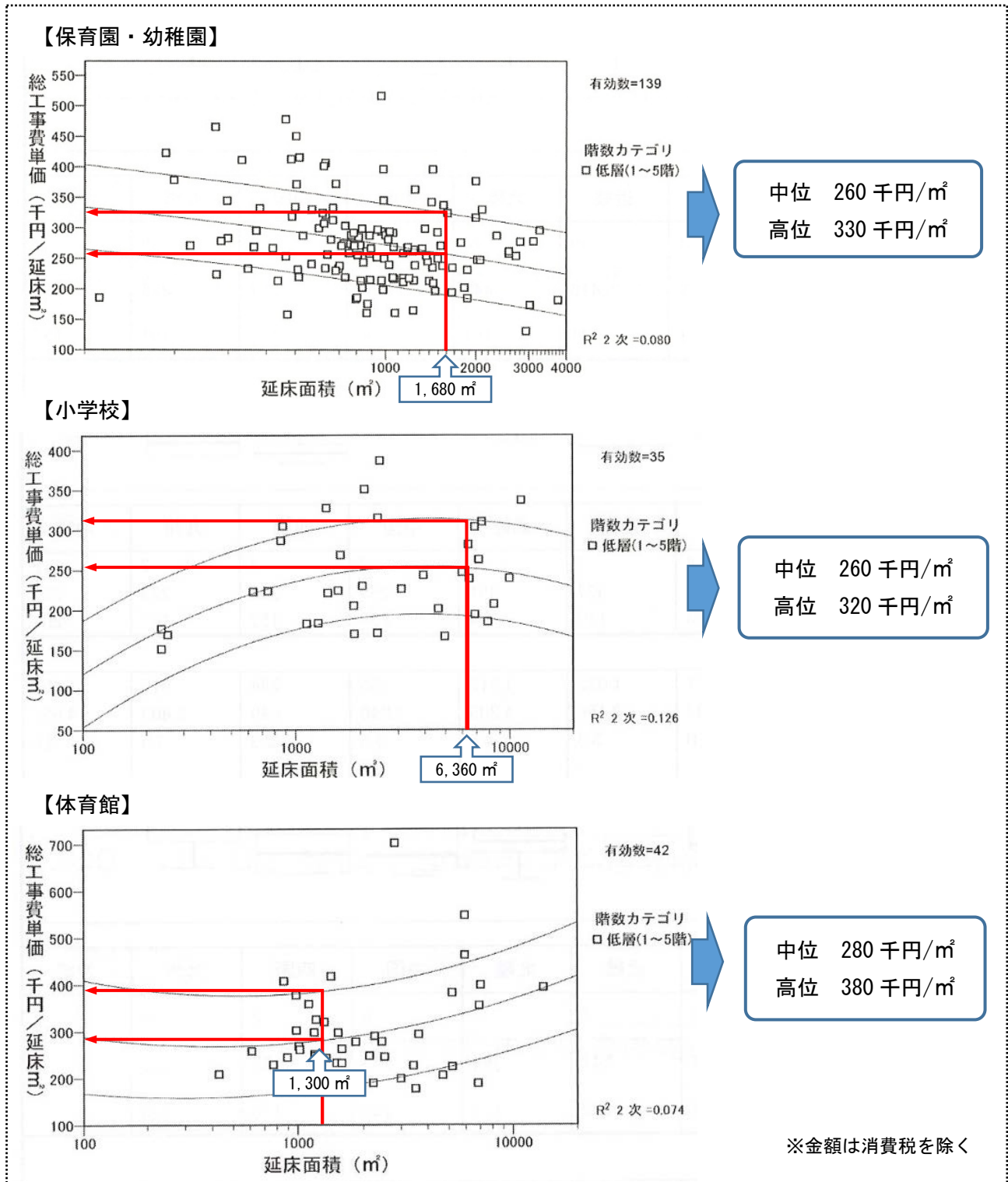




## VI-2. 概算事業費

「ジャパン・ビルディング・コストインフォメーション 2016」は、一般社団法人 建設物価調査会が全国 47 都道府県において、2013～2015 年の建築工事の契約金額データ（実勢価格）を集約したものです。

このデータにおける「保育園・幼稚園」、「小学校」、「体育館」の延床面積と建築総工事費単価の相関グラフは下図のようになっており、今回計画の規模を想定した「中位」と「高位」の工事単価は以下ようになります。



先のデータを踏まえ、中位と高位の中間値を工事単価と設定し、消費税込みの新校舎棟及び保育園棟の工事単価を 320 千円/㎡、屋内運動場棟の工事単価を 360 千円/㎡、駐車場の工事単価を 250 千円/㎡として概算事業費を算出すると、概ね 4.7 億円と算定されます。

なお、解体工事や仮設校舎工事等の単価については、これまでの藤沢市の事例を基に設定しました。

表一 概算工事費

項 目		概略規模 (㎡)	単価 (千円/㎡)	事業費 (百万円)
建設 工事	新校舎棟(プール含む)	7,280	320	2,330
	屋内運動場棟	1,875	360	675
	保育園棟	1,530	320	490
	駐車場	1,055	250	264
解体 工事	現校舎棟	4,790	55	263
	体育館	590	55	32
	プール等	940	55	52
	仮設校舎	580	30	17
仮設校舎工事		4,350	70	305
外構・グラウンド工事		8,000	25	200
緑化工事		2,200	10	22
合 計				4,649

※移転費用等は除く。消費税込み。

### VI-3. 複合化施設の整備に向けて

小学校、保育園、児童クラブ等の複合化施設整備に向け、本基本構想では、法的条件等の確認を行うとともに、再整備のコンセプトや施設配置等について検討を行った結果、敷地の制約など課題はあるものの、複合化施設の整備は可能であると判断されます。

これまでの検討を踏まえ、今後、本事業を具体的に展開していくにあたっての課題を明らかにするとともに、設計段階での検討を引き続き行うものとします。

#### ① 適正で事業費が過大とならない設計

学校施設として必要な施設や設備を整備する一方で、複合施設として可能な範囲で共有を行うことで、事業費の抑制を図ります。また、安全性や耐久性など施設の長寿命化に考慮した施設整備とするなど、イニシャルコストとランニングコストの両面から判断することも必要です。

#### ② 事業工期短縮の工夫

本構想では、基本・実施設計終了後、約5年の工事期間を想定しており、校舎棟の現位置建て替えを前提とした場合、やむを得ない状況です。しかし、5年という期間は、小学校教育の大半が工事期間にあたってしまう子どもたちもいることになり、事業の発注方法（解体と整備の一括発注など）など、少しでも工期を短縮する工夫を行うとともに、工事期間中も不便を感じさせない配慮を行うことも必要です。

#### ③ 仮設校舎使用時の学校運営への配慮

本構想では、約20か月間、仮設校舎を使用することになり、その間の給食提供方法等について検討する必要があります。

提供方法としては、この期間のみ外部民間事業者からの購入等も考えられますが、屋内運動場棟1階部分を仮設の給食調理場として一時的に使用し、新校舎棟が完成した後に仕上げを行う等の可能性についても検討する余地があると考えられます。

この場合、仮設調理場として使用するにあたっての設備機器等導入コストを踏まえた上で、最善の策を選択することが必要です。

#### ④ 複合施設の利点を生かした学校運営

今回、小学校と保育園、児童クラブの複合施設という、本市初のモデル事業であり、多目的のスペース等を活用した保育園児と小学生の交流、学校給食に食材の提供者を招いた食育の実施など、複合施設の利点を生かした学校運営への活用等も期待されます。

## 藤沢市立鵜南小学校等再整備基本構想

---

藤沢市 教育委員会 教育部 学校施設課  
子ども青少年部 子育て企画課  
子ども青少年部 青少年課

〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町 1 番地の 1  
電話 0466-25-1111 (代表) (内線 5121 学校施設課)  
URL <http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/gakko-s/index.html>  
E-mail [fj-gakko-s@city.fujisawa.lg.jp](mailto:fj-gakko-s@city.fujisawa.lg.jp)